

行政常任委員会

令和 3 年 3 月 3 1 日（水）

午前 1 0 時 3 9 分 開 会

○南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。
先ほど付託されました条例関係 3 議案と補正予算関係 2 議案の審査に入りたいと思います。

初めに、市長から。

○加藤市長　おはようございます。

委員の皆様には、本会議に引き続き、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されています議案につきましては、議案第 2 5 号、尾鷲市市税条例等の一部改正についてから、議案第 2 9 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 2 号）の議決についてまでの 5 議案であります。

なお、今回の令和 3 年度尾鷲市一般会計 1 号補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係事業及び新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に対応するための事業費のほか、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料等の予算を計上させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

付託議案の詳細につきましては、それぞれ担当課より説明させますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございました。

それでは、早速ですが、税務課所管の議案第 2 5 号、尾鷲市市税条例等の一部改正についてから、議案第 2 7 号の尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の 3 議案、一括説明をお願いいたします。

○仲税務課長　税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、条例改正について御説明させていただきます。

まず、議案第 2 5 号、2 6 号及び 2 7 号の条例改正につきましては、主に国の税制改正に伴うものでありまして、それぞれ関連している部分もございますので、一括して説明させていただきます。

改正点の概要につきましては、条文での説明は非常に煩雑となりますので、例に

做い、委員会資料を用いて説明させていただきたいと考えております。

まず、委員会資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

○南委員長　　お願いします。

○仲税務課長　　まず、1ページを御覧いただきまして、まず、1の議案番号、そして、2の改正条例の題名につきましては、記載のとおりでございます。

3の目的、理由につきましては、令和3年度税制改正に係る地方税法等の上位法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

4、主な改正点の概要のほうを御覧ください。

まず、この表につきましては、今回の改正点の要点を取りまとめた表で、関連する三つの条例ごとに整理したものであります。

改正号目といたしましては、御覧いただきますとおりに多岐にわたりますので、制度の変更や新規のもの、税収の増減など、市民にとって影響の大きいもののみ抜粋して御説明させていただきたいと思います。

まず、資料1ページの整理番号1、国外居住親族の取り扱いの見直しについてであります。

個人市民税の扶養控除の適用対象についての改正で、御覧のとおり、30歳以上70歳未満の国外居住者は、原則扶養控除の適用対象外とするものの、真ん中に書かれております下に記載の1、2、3、それぞれの条件に該当する者については控除の適用対象とするというもので、施行日を令和6年1月1日とするものであります。

なお、本市税収への影響については、該当者が少ないと思われるため、該当があった場合においても、若干の税収増にとどまると考えられます。

次に、委員会資料の2ページ、尾鷲市市税条例の表の左側の整理番号4、わがまち特例の新設欄を御覧ください。

わがまち特例とは、個々の自治体が、法の定める範囲内で、固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定める制度でございます。

浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置は以前からございましたが、上位法の廃止に伴い終了となることから、特例割合を変えて新たに創設されるものであります。

施行日については令和3年4月1日となります。

具体的には、浸水被害防止、軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設

に対し、固定資産税の課税標準を引き下げる特例を設けるというもので、本市においては対象施設を設置した場合、課税標準額を3分の1に減額しようとするものがあります。

ちなみに、対象となる特定都市河川につきましては、現在県内にはない、存在しないということから、本市においても浸水被害軽減地区の指定地域がなく、今のところ、税収等への影響はない見込みであります。

続きまして、整理番号5を御覧ください。

土地に係る固定資産税の負担調整措置についてであります。

また、資料の4ページに記載の都市計画税においても同様に改正がなされますので、それらの措置の詳細につきまして、古戸課長補佐よりまとめて御説明させていただきます。

○古戸税務課長補佐兼係長　　まず、資料の5ページを御覧ください。

土地に係る固定資産税の負担調整措置については、土地の評価額は地価公示価格等を基に決定しており、土地の評価額は地価によって毎年変動しております。

税金をかけるための課税標準額については、住宅用地を除き、評価額の70%を上限として、評価額の変動に合わせて、課税標準額が評価額の20%に達していない土地では20%に引き上げます。課税標準額が評価額の60%に達していない土地では、前年度課税標準額に評価額の5%を加え引き上げます。課税標準額が評価額の60%を超えている土地については、前年度課税標準額に据え置くこととなっております。

また、住宅用地については、居宅1件につき200平米以下は小規模住宅用地の特例で、課税標準額が評価額の固定資産税では6分の1、都市計画税では3分の1に、200平米を超える部分については、固定資産税では3分の1、都市計画税では3分の2引き下げております。

このような負担調整措置を令和5年まで延長するものです。

分かりにくい説明になってしまいましたが、簡単に言いますと、評価額が上昇した土地について、一気に税額を上げるのではなく、税負担をなだらかにする措置です。

その上で、資料下段を御覧ください。

新型コロナウイルスの影響により、納税者の負担に配慮する観点から、令和3年度に限っては、負担調整措置等によって税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるもので、施行日は令和3年4月1日とするもので

す。

次に、資料4ページの都市計画条例の整理番号1を御覧ください。

先ほどの固定資産税の説明と同様に、都市計画税においても負担調整措置の延長と、令和3年度に限り、税額が増加する土地については前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。

以上です。

○仲税務課長　それでは、次に、整理番号の6、7、8につきましては、軽自動車税環境性能割と種別割、それぞれ税率の適用区分の見直し、同じく環境性能割の臨時的軽減措置の延長及び軽自動車税種別割のグリーン化特例、いわゆる軽課の見直しについてであります。それぞれ関連しておりますので、詳細につきまして、一括して補佐より説明させていただきます。

○古戸税務課長補佐兼係長　それでは、説明させていただきます。

資料上段を御覧ください。

整理番号6について、軽自動車税の環境性能割につきましては、軽減された税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、目標年度が達成した燃費基準の達成状況も考慮しながら、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直すものです。

次に、整理番号7について、資料番号3にお戻り……。

○南委員長　資料7やとか番号じゃなしに、そのままページ数で説明してもらったほうがよく分かると思うんですけど、もう。ページ数を言ってもらって。

○古戸税務課長補佐兼係長　ごめんなさい、すみません。

委員会資料3ページにお戻りください。

整理番号7につきましては、環境性能割は、自動車取得税に代わって令和元年10月から導入された税で、売買などで自動車を取得した者に対して課税されるものです。

税額は、車両の燃費達成基準などの環境性能に応じた税率を、車両の取得価格に乗じて計算されますが、消費税増税の影響の緩和のため、令和元年10月1日から、令和2年9月30日までの間は税率を1%引き下げる措置がされておりました。

新型コロナウイルス感染症による地方税法の改正により、本市においては、令和2年第2回定例会において上程し、令和3年3月31日まで延長されております。

この条例を、感染症の状況や経済の動向を総合的に勘案し、その適用期限を9か月間再延長し、令和3年12月31日までとするものです。

なお、この措置による減収額につきましては、全額国費で補填される予定となっております。

次に、整理番号 8 につきましては、委員会資料 6 ページに戻りください。

通知いたします。

資料下段を御覧ください。

取得の翌年度のみにかかる軽自動車税種別割のグリーン化特例、軽課措置につきましては、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、燃費基準を見直した上で 2 年間延長されます。

整理番号 6 番、7 番、8 番に関する説明は以上で、改正日につきましては全て令和 3 年 4 月 1 日となります。

以上です。

○仲税務課長　　続きまして、資料の 3 ページ、整理番号の 9 番を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による経済対策として実施される、所得税における住宅ローン控除の 10 年から 13 年への特例延長につきましては、当該措置の対象者については、所得税から控除し切れなかった額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するという措置を講ずるというものであります。

個人住民税の影響といたしましては、該当者数が少なく、若干の税収減が見込まれますが、この措置による減収額は地方特例交付金により全額補填される見込みとなっております。

最後となりますけれども、今度は資料の 4 ページ下段の表を御覧ください。

地方税法に基づき、固定資産の評価額に関する不服審査の手続等を規定しております尾鷲市固定資産評価審査委員会条例につきましては、納税者等の負担軽減を図るための改正を行いたいと思います。

これは、令和 3 年度税制改正大綱において、地方税法関係書類のうち、納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印を不要とする旨を受けて実施するものであります。

改正項目といたしましては、審査の申出者が提出する審査申出書、口述書、委員会において作成する調書等の書面への押印及び署名を不要とすることに加え、条文番号の整理に伴う修正を行います。

なお、このことによる固定資産税収への影響は特にはないと考えております。

議案第25号、26号及び、第27号の条例改正に係る説明は以上であります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 国の上位法の改正による市条例の改正の説明は以上でございます。

御質疑ある方。

○三鬼（和）委員 参考までに、先ほどの固定資産税と都市計画税の、本市において対象になる件数というのはかなりあるんですか。

条例は制定はしましたけど。

○仲税務課長 やはり、地価のほう下落する中で、対象件数としては少ないと
思っております。ほぼないものと考えております。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 3ページですかね。

○南委員長 資料の3ページ。

○楠委員 資料の3ページ、整理番号6番で、環境割の税制区分の見直しという
ことがあるんですけど、その項目の中に内容が書かれていて、税金、自動車税を頂
く中で、影響額の把握は難しいというところの表現が幾つかずっと並んでいるん
ですけど、何が難しいのかちょっとお答えいただけますか。

○古戸税務課長補佐兼係長 環境性能割につきまして、環境基準によって、排ガ
ス基準なんですけれども、排出基準が毎年だんだん厳しくなっております。

資料の6ページでございます令和元年度ですと、上の表なんですけど、2020
年基準プラス20%達成が非課税だったんですけれども、来年度の改正については
30年度基準で85%達成のみということになります。

これにより、車のメーカーもこれに合わせて車のエンジンをよりハイスペックな
いいものに変えてきておりますので、新車で買えば、結局のところ同じような、今
年買った車であれば去年の基準ですが、来年買った車であれば来年度の基準でエン
ジンが造られておるはずですので、ほとんど動きがないか、中古車の場合もこの環
境性能割の範囲には入っておりますので、ちょっと把握が難しいということを書い
ております。

○楠委員 ということは、既存の車が多くて、改正案に該当するハイブリッドと
かLPGの、2030年の達成基準85%以上の非課税になるという台数はまだ把
握ができないので、税収としては現状維持だということですね。そういうことす
ね。

- 仲税務課長 そのままであればということ。
- 三鬼（孝）委員 資料の1ページで、改正理由、30歳以上70歳未満で、それで扶養控除の適用、対象ができるのが1、2、3とあるんやけれども、これ、尾鷲市で何名ぐらい該当者いるの。
- 南委員長 外国人。
- 仲税務課長 今のところ、私の知る限りでは、該当はないということ。
- 三鬼（孝）委員 該当者がいないのに、若干の税増収が見込まれる、これどういうことやな。
- 仲税務課長 これはあくまで令和6年1月1日ということ、令和7年度からということなんですけれども。
- 三鬼（孝）委員 予測しておるのか。
- 仲税務課長 予測といいますか、対象者が少ないことから、見込みとしてはほとんど変化がないだろうというふうに書かせていただきました。
- 南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 南委員長 それでは、ないようですので、議案25号、議案第26号、議案第27号の審査は終了いたしたいと思えます。

税務課、ありがとうございました。

報告事項。

- 仲税務課長 すみません、この場をお借りして、1件、御報告させていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税並びに後期高齢者医療保険料の減免措置につきましては、昨年、第2回の定例会で御説明させていただいたところでございますけれども、厚生労働省より、令和3年度においても引き続き特別調整交付金による財政支援の対象となる旨の通知もございましたことから、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期が到来する保険税並びに保険料に対しましても、引き続き、減免申請の対象とする措置の延長を行いたいと考えております。

なお、今回、資料はございませんけれども、減免要件とか減免額算定基準等につきましては、昨年第2回定例会においてお示しさせていただいたものと変更がございません。

以上、御報告をさせていただきます。

○南委員長　　ただいまの報告で、何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようですので、税務課、ありがとうございました。

続いて、財政課に入ってください。

財政課長、よろしいですか。

それでは、財政課所管は、補正予算2本あるんですけども、まず初めに、議案第29号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決についての説明を求めます。

まず、一括して補正予算については財政課のほうから説明をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

お願いします。

○岩本財政課長　　財政課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第29号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億9,850万3,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

2款地方譲与税から、12、13ページの11款交通安全対策特別交付金までは、全て交付額の確定に伴う補正でございます。

このうち、12ページの7款地方消費税交付金は4,966万5,000円の増額、また、10款地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定により、349万9,000円の増額でございます。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金496万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付分でございます。

次に、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入5,817万円の減額は、遊休市有財産の売却実績に伴う減額でございます。

14、15ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金1,886万3,000円の減額は、ふるさと応援寄附金の実績見込みに伴う減額でございます。

次に、21款市債、1項市債、5目土木債10万円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業債の額の確定に伴うものでございます。

また、9目減収補てん債1,640万円の減額は、地方消費税交付金の交付決定額が見込みを上回ったことによる借入額の減額でございます。

16、17ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費762万9,000円の減額は、今補正に伴う財政調整基金積立金1,123万4,000円の増額及び実績見込みに伴うふるさと応援基金積立金1,886万3,000円の減額でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,810万4,000円の減額及び4目老人福祉費971万3,000円の減額は、いずれも地方創生臨時交付金対象事業として実施した福祉保健センター空調設備改修工事及び聖光園共用スペース空調設備改修工事の事業費確定に伴う設計業務委託料及び工事請負費の減額でございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

中段にあります9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費455万4,000円の減額は、同じく、地方創生臨時交付金対象事業として実施した小中学校音楽室空調設備設置事業の事業費確定に伴う設計業務委託料及び工事請負費の減額でございます。

なお、そのほかの財源構成の部分につきましては、地方創生臨時交付金事業の事業費変更及び地方債の額の変更に伴う財源更正でございます。

続きまして、6ページにお戻りください。第2表繰越明許費補正でございます。

追加2件のうち、損害賠償請求事件に係る報償費は、国家賠償法に基づく損害賠償請求事件について、本年3月25日の一審判決を受け、上訴期間が4月にまたがることから、必要経費を翌年度へ繰り越すものでございます。

また、成人式事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により成人式の開催を5月2日に延期したことから、その必要経費を繰り越すものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。

変更2件につきましては、急傾斜地崩壊対策事業債及び減収補てん債の借入限度

額をそれぞれ変更するものでございます。

議案第29号に係る説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

補正説明は以上でございます。

御質疑のある方ございませんか。

○小川委員 17ページと19ページ、まとめてなんですけど、空調設備の入札差金と言われましたかね。これは、地方創生の臨時交付金使って、これだけ入札差金出てるんですけども、両方とも、1,800万とか、400万とか、これは、国に返還しなければならないですか、そのまま、どうなんでしょうか。

○岩本財政課長 地方創生臨時交付金の対象事業はほかにも当然ございまして、ここで減額になった分はその他の事業のほうへ充当しております。

○南委員長 よろしいですか。

○奥田委員 何点かお伺いしたいんですけども、まず、ちょっと補正額がちょうど4,000万減額になっていますけど、こんなたくさんあって4,000万になる。神業的なあれなんですけど、本当にこうなった、どうなったんですか、これ。

○岩本財政課長 4,000万円ちょうどというのは、たまたまでございます。

○奥田委員 すごいですね。こんなことあり得るんだなと思ってびっくりしましたけど。

それで、幾つか聞きたいんですけど、今、地方創生臨時交付金の話が出ましたけれども、3次分、1億九千何百かあったかな、これが補正のほうで令和2年のほうに上がったでしょう。支出のほうは令和3年度で上がっているような感じじゃないですか。これは何でまたがったんですか。

○岩本財政課長 令和3年度で実施する事業につきましては、国のほうが繰越し、本省繰越しと言われるやつなんですけれども、繰越しをしまして、3年度で事業を実施するよということ、こういう形になっております。

○奥田委員 だから、何かちょっと、そうするとあれですよ。財政調整基金で見ると、令和2年度末見ると9億3,000万もあって、ようけあったなと思ったら、いきなりどーんと1億9,500万、当初予算で今回ばーんと引くということで6億5,000万ぐらいになってしまうのなか。何かちょっと、あれと思ったもんでね。たくさん出てるんやなと思ったのが、一気に6億5,000万も今回減っていくもんで、ちょっとどうなのかなと思ったんですけど。

それと、16款の財産収入のところ、これは市有財産が売れなかったということ

で5,800万も、先日もそういう説明ありましたけど、6,000万ぐらい減るんだというね。

ただ、こういうのを、見込み違い、やっぱりこの財政が厳しいときに、保守的に見ないと、お金があるんだという、僕らも勘違いしておったけど、これ全部、これだけお金が出てくるんだなと思っていたのが、いきなりこういうふうになんて年度末になって売れなかったからといって5,800万も、これ財調も減るんでしょう。減額せなあかんわけじゃないですか。

こういうちょっと見込み違いというのは、僕はちょっと、財政課を責めるわけじゃないけれども、もうちょっと慎重になってやらんと、保守的に見やんと、今財政厳しいから、これだけ売れるはずだと言ったのが売れなかったということやで、その辺はちょっと、責めるわけじゃないけれども、ちょっと慎重にやってもらわないと、慎重にやっていただきたいということをちょっとお願いしておきます。

それで、繰越明許費補正の総務費のところの損害賠償事件に係る報償費52万8,000円というやつですけど、これ当初予算、たしか九十何万じゃなかったかなと思うんですけど、ちょっとどのような内訳になっておるのか、教えてもらえませんか。何でこれ52万8,000円なのかというのを。

○竹平総務課長 第4号補正で91万4,000円補正させていただいたかと思うんですが、着手金が26万4,000円と、この報償金、成功報酬、これが52万8,000円、あと、その他旅費、日当等で12万2,000円の内訳になっております。合計として91万4,000円、今回につきましては、成功報酬部分の52万8,000円が繰越しをさせていただきたいという部分でございます。

○奥田委員 これ非常に高いですね。着手金26万4,000円で、報償費が52万8,000円。僕、ちょっと原告で、申し訳ないけど、尾鷲市のほうは、答弁書は出してきましたよ。僕が訴状を出して、答弁書を出してきて、そのついでに、2年半前の平成30年8月かな、僕がちょっと大和課長と言い合いした、広域ごみ処理施設のことでちょっと言い合いした音声データを出してきて、そこは、僕は、遠くで聞こえるんですけど、誰かが遠くで録って、ただ僕が言っていることが分かるもんで、それが証拠として採用されたみたいなんだけれども、2年半前の話ですよ。その前後の、大和さんもおめいとる部分もあったんやけど、そこを出してくれと言ったけど、出してくれなんだけども。それはいいんやけど、答弁書しか出してないんですよ、あなた方、尾鷲市は。僕は準備書面、何回も何回も証拠を出してきておって、それで、証人尋問も市長来なんだし、僕はしたけど……。

○南委員長　奥田委員さん、その問題は原告と被告の問題でありますので、委員会で話すのは不適當だと思います。

○奥田委員　いや、そうじゃなくて、それで、いや、不適當じゃないですよ、そのこと、大事なことですから。

それで、そういう経過やったんだけど、この52万8,000円も、僕要るのかなと思って。答弁書1回しか出してないんですよ、尾鷲市は。それでも、52万も払わなあかんの。まけてもらえないんですか。

○竹平総務課長　この52万8,000円でございますけれども、これは弁護士事務所の基準というものがございまして、報酬で、まず、300万円という部分に、これは訴訟物の価格でございます。これに対する10%、これと、18万円掛ける消費税ということで、今回52万8,000円ということで、基準としてもうお支払いさせていただくというものでございます。

○南委員長　簡潔にお願いいたします。

○奥田委員　ちょっと高いですよ。僕は弁護士つけずに、ただでやっておるんだから。でも、こんな91万も使って、逆に僕ちょっと申し訳なかったような気はするんですけど、でも、ちょっと安くしてもらえるようにできないんですか。答弁書しか出してないんですよ、弁護士さん。まあ、いいですわ。

○小川委員　関連しまして、もし上訴とか上告、どっち、何というのか分かんんですけど、それがあった場合には、また、予算盛るわけですか、幾らか。

○竹平総務課長　基本的に、原告のほう控訴する権利があるというふうに思いますが、そういうことがなされれば高等裁判所になりますので、またそのときには着手金が新たに発生するというふうに考えております。

○小川委員　そのときはまた、臨時議会か何か開かれるんでしょうか。

○竹平総務課長　またそのときにはいろいろと御相談をさせていただいて、まだ、市の中でどうするかということ判断した上で、御相談をさせていただいた上で、そういう可能性もあるというふうには思いますけれども。そういうことになれば、そういうことが、控訴とかがあれば、当然そういったことになる可能性があるというふうには考えております。

○小川委員　一審の判決文というのは、どういうふうになっているかというのは議会には報告せんでもいいんですか。

○竹平総務課長　結論といたしまして、主文だけを御報告させていただきます。今回、こういうことで繰越明許費を上げさせていただく理由となったことにつきま

しては、主文だけをさせていただきますと、原告の請求を棄却する、訴訟費用は原告の負担とするものでございましたので、当然原告の控訴期限が4月にまたがることから、今回予算を繰り越すということでございます。

以上でございます。

○小川委員　市の財源使っているわけですから、もうちょっと詳しいこと分らんのかと、あるんでしょうけれども、その中には判決文もあると思うんですけど、それは議会として知る由はないんでしょうか。例えば、情報公開で取れるとか、そういうのはないんですか。

○竹平総務課長　情報公開がなされた場合については、どこまでのものが出すことが可能なものかどうかということ、ちゃんとそこで審査をした上でなされていくということでございます。

○奥田委員　僕、まだ判決文見ていないんですよ。今日もらいに行くんですけどね。

あなた方、郵送してもらったんですか、それは。25日の日に判決出て、26日の夕刊に一部、地元紙に載っていましたが、いや、あなた方が26日に入手したんですか、これは。

○南委員長　総務課長、原告と被告の問題はあるので、一応、一審は結審したにも関わらず、答えられる範囲で、やはり行政常任委員会ということをも十分認識していただきたいと思います。

○竹平総務課長　我々は原告がいつ受領されたかということについては存じていないというのが事実でございます。私どもは、弁護士から3月26日に送信を受けております。

○南委員長　他に、補正12号。

○野田委員　今回この8,020万4,000円という財政調整基金を取り崩して繰入金のほうに入れておくことで、調整基金のほうでこれで行くと6億5,000万になるんですけども、財政を担当する方として、どのように判断しています、この金額。

○南委員長　野田委員さん、具体的に、補正予算の、それはもう財調は財調で十分、分かるんですけども、どこの部分を支えての御質疑か、それだけ明確に。

○野田委員　繰入金で、8ページのところです。歳入、繰入金という18款のところ、8ページ。

○南委員長　12号補正ですよ。まだ、3年度のほうは入っていませんので。

○野田委員 失礼しました。

○南委員長 オーケーですか。また、次のとき、お願いします。

○三鬼（和）委員 18、19ページなんですけど、先ほど財政課長が説明されましたように、ほとんどが財源更正ということが多いんですけど、4款に関しまして、上水道整備費の中に一般財源1,716万を減額して、国県支出金という形になっておるんですけど、ちょっと水道部のほうの予算書、今手持ちしていないんですけど、これは水道の基本料金を見たものを、これまで一般財源で繰り入れておったことをこの適用になるということで、財源の整理する中で、財源更生としたということ、これで全額になるんですか。まだ一部、一般財源からも行っているんですか。これは、もう水道部分が、基本料金を減免した分がこの金額になるんですか、どうですか。

○岩本財政課長 水道料金の基本料金の減免分が3,638万4,000円で、そのうち、この国県支出金を充てておるのが1,701万6,000円ですので、予算上は、一般財源が1,936万8,000円ということになります。

○三鬼（和）委員 分かりました。

一般財源も一千九百何がしを加えて、基本料金を減免したということですね。

たまたま入札差金とか、そういうのが出てきたので、そういったのを一般財源から引いたという、今回の、理解でいいわけですね。

○岩本財政課長 おっしゃるとおりでございます。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、令和2年度の補正12号の審査は終了させていただきます。

続きまして、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の財政課所管の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,904万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億1,846万6,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容のうち、財政課に係るものについて御説明申し上げます。

ます。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金8,020万4,000円の増額は、今補正の財源として財政調整基金より繰り入れるものでございます。

続きまして、委員会資料の1ページを御覧ください。今回の補正予算を踏まえた基金残高見込みでございます。

一番右の欄を御覧いただきたいと思いますが、令和2年度12号補正及び令和3年度当初予算並びに1号補正を踏まえた基金残高につきましては、財政調整基金が6億5,616万6,000円、ふるさと応援基金が3億8,152万8,000円ほか、御覧のとおりでございます。基金総額は16億696万円となる見込みでございます。

議案第28号に係る財政課からの説明は以上でございます。

○南委員長 御質疑のある方。

○野田委員 今、財政調整基金が6億5,616万6,000円と言われたんですけども、ふるさと納税のほうの資金が3億8,000万ぐらいあるのかな。そういう部分で、要は、財政的に、令和3年度から、収支見通しをどのように財政課として判断しているかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

○岩本財政課長 財政調整基金だけを見れば、前回もお話しさせていただきましたけれども、予算規模の10%程度あるのが望ましいということで、それから比べると少ない状況ではあります。

今回につきましては、先ほど言われたように、ふるさと応援基金のほうが増額になっておるということで、そこら辺でカバーをしておる状況なんですけれども、2年度の1号補正後、同じ時期と比べると、財調で9,900万ほどの増になっていると。基金全体では2億2,000万ほどの増になっているということで、若干回復しているのかなという感じは受けておりますけれども、まだまだ予断は許さないと考えております。

○野田委員 ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、財政課の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

続きまして、総務課に入ります。

それでは、総務課所管の議案第28号の補正1号のほうの説明をお願いいたします。

○竹平総務課長　それでは、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、人件費及び総務課に係る補正予算について御説明をさせていただきます。

まず、人件費につきまして、資料にて一括説明をさせていただきます。

送付をさせていただきました。

資料1の職員人件費になりますが、4款衛生費、1項保健費、2目予防費では、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に従事するための職員等に対する時間外勤務手当1,242万1,000円及び5款農林水産業費、4項水産業費、1目水産業総務費は、水産庁から派遣された職員に係る職員手当として118万2,000円、合計1,360万3,000円を計上しております。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算につきまして、予算書に戻っていただき、10ページ、11ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、人事管理経費182万5,000円は、水産庁から派遣された職員に対する移転料などの旅費と、今回の水産庁との人事交流に係る派遣職員2人分の公舎借上料でございます。

総務課の説明は以上でございます。

○南委員長　説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。

○三鬼（和）委員　ちなみに、当市から国のほうへ行かれる方の宿舎というのは、国のほうでちゃんとあれしてくれるんですか。民間のものを借りるんですか、どうなんですか。

○竹平総務課長　民間のものを借り上げる形でございます。

○奥田委員　公舎借上料171万と、月平均すると14万ぐらいするんやけど、そんな高いんですか。

○竹平総務課長　物件につきましては、月6万7,000円と7万5,550円の2軒分でございます。

○奥田委員　2軒って何、2人来られるの。

○竹平総務課長　職員の派遣する部分と、職員がこちらに来られる部分の。

○奥田委員　　そういうことね、分かりました。

○南委員長　　東京のほうとね。

他にございませんか。

課長、水産庁からの職員さんはもう赴任されておるんですか。それだけ、すみません。

○竹平総務課長　　水産庁から来る職員、丸茂亮太でございますが、今回、赴任につきましては4月12日ということで調整をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございます。

以上で総務課の所管の審査を終了いたします。ありがとうございます。

続いて、政策調整課。

準備、よろしいですか。

それでは、政策調整課所管の議案第28号、所管の予算の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　　政策調整課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、政策調整課に係る御説明をさせていただきます。

補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

通知させていただきます。

まず、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金1億9,025万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。委員会資料に基づいて御説明を申し上げます。

○南委員長　　お願いします。

○三鬼政策調整課長　　令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次分でございます。

上段を御覧いただきますと、交付限度額1億9,025万5,000円に対し、今回提案させていただく事業の総合計は2億2,684万3,000円でございます。

その結果、一般財源負担を3,658万9,000円見込んでいる事業でございます。

事業番号1番から5番まで五つの事業を御検討いただきます。

まず、商工観光課関係が4件、まず、1番目として地域振興券事業、プレミアム付商品券事業の二つが記載をさせていただいております。

これにつきましては、振興券、額面1万円のを市民1人当たり1枚交付させていただくものと、プレミアム率20%の商品券を市民1人当たり1枚行き渡るよう発行させていただく事業でございます。

詳細につきましては、後ほど各課より御説明申し上げますので、概略を説明させていただくことを御了承ください。

3番目、尾鷲よいところスタンプ会事業補助金でございます。

こちらは、いわゆる、上記事業に合わせて、ポイント2倍に係るスタンプ会の予算の2分の1以内を補助する事業でございます。

4番目、学校宿泊促進事業費補助金、今般、コロナ禍におきまして、小中高校生が、こちらに体験学習等で来られることも増えましたが、尾鷲市内に宿泊していただくことがなかなか進まないという現状がございまして、生徒・児童数200人、10校を目安に、宿泊費補助を1人当たり3,000円を検討するものでございます。

最後に、生涯学習課の成人式延期に伴う衣装の賃借キャンセル料金の補助事業でございます。

これは対象者へのアンケート調査を基に、1人1回当たり上限10万円を前提に、12名分の補助金を上程するものでございます。

先ほども申し上げましたが、詳細につきましては後ほど各課より御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、資料2のほうの説明に移る前に、補正予算書の10ページ、11ページ、戻らせていただきます。よろしくお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料1,632万1,000円の増額は、企画振興事業として、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託料でございます。

ここで、委員会資料の2ページを再度、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料2、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託についてでございます。

本事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、代替球場を含む都市公園を整備するためには、都市公園整備事業として都市計画決定がされていること

が前提となることから、中部電力三田火力発電所跡地におきまして、都市公園整備の範囲を確定するための測量調査を実施した上、都市計画審議会にて都市計画決定を受けるための基本計画を策定するものでございます。

委託の内容は、基準点測量、水準測量、あと、現地測量の測量調査計画業務部門と基本計画策定のための現況把握、計画内容の検討及び方針の策定、基本計画図の作成、概算工事費の算出など、設計解析調査業務の大きく2本に分けて委託をさせていただきたいと思っております。

委託費用は1,632万1,000円で、業務範囲としましては、御覧の図のいわゆる都市公園範囲を囲んで、測量を確定させて、基本計画の実施に結びつけたいと思っております。

説明は以上でございます。以上で議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についての御説明といたします。どうぞ御審議いただき御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○奥田委員 資料1なんですけど、さっき小川委員も言われておったように、1次と2次の総括というか、その資料というのはまだ頂けないですか。

○三鬼政策調整課長 前回、1次、2次の総括につきましては、多少の決算の増減がございますので、確定し次第、現在ちなみに、先にお示ししましたところ、一般財源の負担額としましては、1次、2次、合わせて総額、決算見込みが5億5,131万6,000円、あと、交付金が4億9,693万5,000円見込まれておりますので、1,561万4,000円の一般財源負担で、1次、2次の事業が行われたと御理解いただきたいと思います。

これ、確定値ではございませんので、確定し次第、また御説明をさせていただきたいと思っております。

○奥田委員 分かりました。ぜひ、それ確定したらちょっとまたお示し願いたいと思っております。

それで、この多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託なんですけど、もう一回ちょっと確認したいんですけど、都市計画の認定を急ぐんだということですね。

それで、この社会資本整備総合交付金というのは、もう一遍確認しますが、時限立法ではないですよ、これ。毎年あるやつですよ。

○三鬼政策調整課長 現在、時限立法でございません。そういう理解でいます。

○奥田委員 それ考えると、急がなあかんというのはよう分かるんやけれども、でも、ただでさえ、この前申し上げたように1年遅れておるわけじゃないですか、一部事務組合の、去年の4月に設立予定やったから、今年の4月と、1年遅れたわけだね。

これは、市長が発電所跡に2年近くこだわったということがあるんやけれども、その1年、これで既に遅れておるわけですよ。急がなあかんという、先ほども質疑聞いておって思ったんだけど、担当課としても急がなあかんという気持ちはよく分かるんです。

ただ、これまでも時間と労力使って、税金の無駄遣いもしておるわけですよ、1年。だって、ほかの4市町からも職員1人が1年間来てもらっていたわけですから、尾鷲市へね。その人件費だけでも相当な分ですよ。いろんな計画とか、もう無駄になっているもの結構あるじゃないですか、発電所で計画をつくったとか。そういうことを考えると、もういろんなことが無駄になっておるわけですよ。

もう今さら、もう選挙を控えておるわけですので、選挙控えておって、市長、今回でも骨格予算だと言いながら、こういう1,600万も、これ一般財源ですよ。僕、これ、補助もらえるのかなと思ったら、丸々一般財源じゃないですか。

市長が、退職金1,620万、これ、ちょうど同じぐらいで、もらわんと言うんだったら分かりますよ。もらわんとこれに充てるといふのなら分かりますけど、今1,630万も一般財源で、今これ最優先なのかという、本当に。

急がなあかんことは分かりますよ。ただ、これだけ遅れてきて、市民の方たちまだ説明受けていないから、どうなっているのという人が結構いらっしゃるわけですよ。

野球場を造ると言うけど、ほんまに造るんとか。それで、野球場の移転って、本当にあそこでええんという、今の火力発電所跡でええんという意見、結構あるわけなんですね。だから、野球場を造るんだったら、きちっとやっぱり市民説明会せなあかんと思うんですよ、まず。そうでしょう。

だって、11月24日、25日の日、2日間やりましたけど、二つの2業者、14業者あるのかな、近くの。二つの、1事業者、1事業者、2事業者しか来ていないんですよ。それで市民の方に説明したと言えないでしょう、パブリックコメントを見てもね。

今朝も僕、市民の方に言われたんですよ。ミャンマーで、軍隊が子供たちに拳銃

突きつけておるの、それ、ひどいなという人おるけど、それと尾鷲市、同じことやっておらへんかと。例え悪いけどなど。

あんなところ、津波が来るといふ、いつ来ても分からんといふところで、ごみ焼き場は断念したくせに、造るんかといふて。いならあ、そんなの賛成するのかわいので、いや、今日、実は議会があるんですと話、したら、そうかと。それじゃ、それを言っておいてくれと言っていたもんで僕ちょっとミャンマーの話させてもらったんやけれども。

だから、そのぐらいの市民の方々の声が今ある中で、何でそんな、市長、生き急ぐといふとちょっと申し訳ないけれども、もうちょっときちっとした丁寧な説明をすべきだと思ふんやけれども、その辺、市長、どうなんですか、これは。

どこか悪いんですか、お体。ちょっと僕、心配してしまうんですよ。市長が生き急いでいるような感じがしてですね。

○南委員長 答弁求めます。

○加藤市長 今回、先ほどの質疑でありましたような、政策調整課長から話がありましたように、要するに、令和10年に広域ごみ処理施設をスタートさせなきゃならないと。そのために、令和6年から現野球場をやっつけていかなきゃならない。そのためには、代替野球場をきちんと整備しなきゃならない。そのためにも、やはり有利な交付金を頂きながら何とかやっていきたいといふような説明をさせていただいて、要するに、今回の場合に、社会資本整備総合交付金を活用するがために、まず、第一に都市計画を決定していただかなきゃならないので、今回、1,600万強の金額を委託費用として提示させたといふことでございます。

○奥田委員 いや、今の説明聞いて、全然説得力ないんですよ。僕ちょっと腹に落ちないと、皆さんそれで大丈夫なのかなと思いますけど、僕、全然響かないといふか、10年にやらなあかん、もともとあれ令和7年か8年じゃなかった、稼働ね。7年じゃなかったですか。もう既に3年遅れておるんですよ、これ。

それで、令和6年に代替野球場を造らなあかんのやと。いや、だって大体あそこの野球場でいいかどうかといふ説明もしていないし。説明していないじゃないですか、市民の方々にきちっと。それで、代替野球場があそこでのいいのかといふ、その議論だって一切、市民の方に納得してもらっていませんよ、全然、市民の皆さんの声聞いておると。

それで、もう加藤市政って何でもそうやけど、僕、この前の南インターの防災拠点の話ももうびっくりしたけど、去年の8月にもう借入れしておったなんて、個人

の方から、そんな話は一切、防災計画も何もないのに、そういうことを勝手にやる。

今回でも、先ほど楠さん言いよったように、総合計画も何もない、都市マスタープランもないでしょう、何も。だって、スポーツ基本計画にもないじゃないですか、振興計画も一切なかったですよ。何にもないんですよ。

もう全てないのに、強引にぼーんとやって、急がなあかんのや、急がなあかんと言ったって、その遅れた理由は市長にあるんじゃないですか、これ。

○三鬼政策調整課長 御説明させてください。

まず、現在の計画との整理は、もちろん第7次いわゆる総合計画でも議論させていただいている部分がおわせS E Aモデルではございますが、今回、よりどころとさせていただいたのは、やはり広域ごみ処理施設の整備というところは十分御理解いただきたいと思います。

ちょっと補足ですが、先ほどスポーツ計画、生涯学習課担当の中、おわせS E Aモデルの進捗も含めてスポーツ施設を検討していくというくだりはあったかのように思いますので、それは報告だけさせていただきます。

今回、やはり私どもは、委員おっしゃるように、市民への説明が十分なのかという御批判はあることと思います。

やはりS E Aモデルも、11月10日の説明には、概要は説明させていただきました。

その中で、今回、やはり代替球場を探すために、市内各所、全て当たらせていただいたのは先日も御説明したとおりです。

やはり、現状としてはおわせS E Aモデルの対象の中部電力発電所跡地しか、広さ的にも耐え得るところがないというのは御理解いただきたいと思いますし、その中で、いわゆる津波浸水予測区域に設置することに対して、やはり安全安心を確保するための様々な手段は当然取っていかねばいけません。それが、全て万全かどうかというようにいろんな御意見もあるでしょうけど、やはり跡地を活用することも尾鷲市の重要なテーマとなっておりますし、それも、今後、第7次総合計画やマスタープランで明らかにしていくことは、私たち十分主張させていただきたいと思いますし、もちろん市民の御理解もいただきながら、議会の御理解をいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、そういう観点から、そういうことは進めさせていただきたいと思っています。

○奥田委員 多分、皆さん意見あると思うので、最後にさせていただきます。

今、市長から、課長に言われたけど、でも、スポーツ施設の振興計画ないですよ、

これ。S E Aモデルはあるかもしれんけどね。

でも、このS E Aモデルだって今、全然どうなっているか、まだ具体的に何もないでしょう。

それと、この前も言っていましたけど、第1ヤードで油漏れがあったんでしょう。第2ヤードの発電所跡も、僕きちんとした土壌改良してもらわなあかんと思うんですよね、じゃないですか。土壌改良もしてもらわんと、こういう計画だけ進めていくというのは僕、無理あると思うんですよ。

きちんとした、中電さんがこれをやってくれると前、僕、お聞きしたとき市長言われていましたから、中電さんにきちっと、やっぱり第1ヤード、第2ヤード、それから、発電所跡、全て土壌改良きちんとしてもらって、その結果を見て僕はやるべきじゃないかなと思うのと、それから、もう一つ、平成25年か26年やったかな、プールの問題あったやないですか、民間のプール。あそこを修繕してほしいという話があって、そのときに、ベテラン議員の方は皆さん御存じだと思うけど、ベテラン議員の皆さんそろって、浸水域やであかんと言ったんですよ、皆さん。皆さん、言いましたよ、ベテラン議員の方。あそこで浸水域、あそこ何メートルかな。6メートル、7メートルぐらい。

(「6ぐらい」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　6メートルぐらいやね。6メートルのところであかん、浸水域やで、そんなところでスポーツ施設はあかんでとって、それで僕ら蹴っておるんですよ。そのときいた議員の方は御存じだと思うけど。それよりまだ低い4メートルのところへ、またこれを、こういうところをまた市営施設にするんですよということに対しても、やっぱりきちんとした市民への説明が僕要と思うんですよ。

というのは、市長に僕、平成29年の9月議会、市長が就任したときに、ごみ処理焼却施設の一般質問しておるんですけど、そのときに僕、市長に何回も確認したんですけど、市長は言われましたよね、強引には進めませんよと。丁寧な説明をしていますよ、当たり前じゃないですかということをおかれておるんですね。

だから、きちんとしたやっぱり、野球場は野球場で、造るなら造る、代替地はあそこへ持ってくと言うんやったら、きちんとしたやっぱり説明をまずせんと、こういうことだけどんどん、何を生き急いでいるのか。やるならやるでも、僕、選挙終わってからでええやないですか、こんなの。社会資本整備総合交付金が逃げていくわけじゃないんだから。

あと二、三か月待てないのかなという気がしてならないです。もうこれ以上申し

上げません。

- 三鬼政策調整課長　　まず、中部電力跡地の油の汚染について御説明申し上げます。

先日の委員会でも御説明申し上げましたが、第1ヤードにおいては、令和3年度に、いわゆる今後、令和4年度以降の対策を講じるための調査を行ないます。

ある程度、油の量があるということが前提となっておりますので、これは中部電力に確認済みでございます。

あと、発電所の本体があったところと第2ヤードにつきましては、もう既にそういう調査も済んでおりまして、特に大きな油漏れや、確かに第2ヤードはタンクヤードがありましたので、多少あるかもしれませんが、土壌改良するほどのところはないというふうに説明を受けておりますし、特に、野球場の建設用地は、一番、地下も含めて、調査をしていただいているところですので、それは中部電力がおっしゃるように、油の案件がないものと確信しております。

それを前提に進めないと、このお話は進めることができないと思いますので、それは進めたいと思います。

以上でございます。

- 野田委員　　楠委員の質疑から始まって、今の話で、令和6年に野球場を建設しないとうまいこといかないんだということなんですけれども、今、奥田委員も言われたように、もう3か月後に選挙のある中で、本当に何で焦るのかなというような気がしまして、思っております。

それと、SEAモデル協議会があって、今回、中電の発電所跡地にということ、市長の計画の築山を造ってということになるんでしょう。これはもう、そういう方向でやると決定したんですか、これについては。市民懇談会も何もない中で、市長の一方的なやり方というか、そのようにしかちょっと見えないんですけれども、僕ら議員のほうは、そこに入ってどうこうと、議論したという覚えというか、ないものですから、そこら辺はどのように、ずっと話は聞いています。ここでやるんだ、やるんだというのは聞いていますけれども、それでよろしいんですか。まずは、やり方としては、いかがですか。

- 南委員長　　市長やな、答弁は。

- 加藤市長　　SEAモデル、どこまでお話ししたらいいかがあるんですけれども、要するにSEAモデル協議会のこの発電所跡地についてのゾーニング計画は、既にもう行政常任委員会のほうに御説明させていただいて、こういうスポーツフィールド

ドについても一応御説明はさせていただいて、今回、広域ごみ処理施設の跡地について、現野球場を建設予定地とするということで進めておりまして、だから、スケジュールとしてはどうしても令和10年の4月にスタートしなきゃならないということは、絶対やっていかなきゃならないと。そのために、工事が令和6年度からスタートする、これは何度も御説明させていただいています。

その中において、代替野球場をどこにするかということについては、政策調整課長から先ほど説明しましたように、いろんな場所を当てながら、この中部電力跡地のこの場所に一応建設予定としていこうじゃないかという御説明もさせていただいております。

○野田委員 そのような時間的なスケジュール感を言っているわけじゃないんですよ、中身の話を聞いているんですよ。

市長はいつもせっぱ詰まってきてから、何年にしないといけないということ、同じようなパターンで言われるんだけど、その中身についての議論というのは、僕ら議員がそこに入り込んでないという部分があるということも事実でしょうけれども、もっとこれ、本当に3か月後には選挙です。選挙の中で、市長がこれ一方的にやって、後どのようになるかというものが、市長が当選されたらそれでよろしいんですけれども、民意ですから、どのようになるか分からん中で、3か月のことで、そうすることというか、どうも理解できない。理解できないです、このやり方についてはね。

市民懇談会もされていない、市民の合意も、市が今、奥田さんも言われたように、どのようになっておるんだという心配の中で、もっと尾鷲のいいということを市長がどんとアピールするので出したらいいですが、時間がこうだから今やらないといけないだけでは、本当にこれ市民のためになるんですか、そういうやり方は。

市長、どうですか。

○加藤市長 時間がどうのこうのというより、要するに、代替野球場を、ごみ処理施設の建設予定地とするために、どうしてもやっぱり何度も申し上げますように、代替野球場が必要であると。

そうでなかったら、要するに今現状使っていらっしゃる、皆さん方が、少年野球を含めていろんな方々が年間を通じて延べで5,000人以上使っていただく、その場所をやっぱりきちんと確保するのが市として当たり前のことじゃないんですか、まずは。

○野田委員 その議論が、自分と動いてやっていることが見えてこないという

ことを言いたいんです、僕は。

○加藤市長　だから、その話については、行政常任委員会等できちんと説明はさせていただいております。

○南委員長　野田委員、よろしいですか。

○高村委員　今の議論を聞きながら、私も、場所ありきで進めておるという気で、議員の一人一人の意見をやっぱり聞いてもらって、この場所でええのか、中電の敷地内は、将来の尾鷲市を左右する本当に大変な場所だと僕は思っておるんですよ。

私は議員35年やってきたけど、こない議論もなしに進めていくというのは見たことはない。本当に寂しいものじゃ。ほかの議員の人もちよっとは思っておるとは思いますよ。

僕は、僕だけの考えで将来の尾鷲を絵描いておるんじゃなしに、私はいつも議論しよる人に、1,000人の設計の部下がおる人のトップとお話、何回もしておるんですけど、やはり尾鷲のまちを世界のまちのように、ヨーロッパのように、人が来てくれるまちにしたいもんで、そういうことを考えてやっておるんです。

どれだけでも、船が入るような施設をしようと思ったら、魅力ある、結局海の見える癒やしの空間というのを人は要望しておるんですよ。

それを、築山やとか、野球場にしたったら、子供らかわいそうですよ。子供らの親に聞いてください。必ず、尾鷲やったら小原野のほうはええという意見もありますよ。

そうやで、そういう議論をみんなですててくださいよ。私も、年間200万人以上来ると信じています。今、熊野は150万人ですから、それを越すのはこのSEAモデルの中電の土地なんですよ。それを皆で話しして、いかに魅力ある癒やしの空間を造っていただきたいと思います。

市長、どうですか。

○加藤市長　委員おっしゃるように、今回のこのSEAモデル構想について、SEAモデルの議論はちょっとまた外れるかも分からないんですけど、そういう御質問でございますので、SEAモデル構想というのは、要するに尾鷲の体制を左右する、非常に、おっしゃるとおりです。

そのためのいろんな御提案も頂戴いたしております。やはり、いい空間でありながら、たくさんの方々が集まっていたいで、楽しんでいただける、そういう場に、造ろうと思っております。

今回は、また、メインになるようなところが、核になるようなところがまだ、現

在、進めている最中でございますので明らかににはできないんですけれども、ただ、そのためにはやっぱりそれを待つだけでは時間がどんどんかかっていくから、周りの形のものについて、まず、スポーツ振興ゾーンというのは、エリアでありますから、それをまず具体的にしようというのが今の現状なんです。

ただ、野球場とか、あるいは築山というものでもって、尾鷲の海の見える空間をそぐというようなことは、私はないと思っております。これはきちんと全体構想があれしてきたときにお示しさせていただきたいと思っております。

○高村委員　　よう考えてみてください。築山をやって、ホテルを一番大事な東側に造るんですよ。それ見ただけでも、海が見えるのは少なくなるのは当然じゃないですか。

結局、場所ありきで進めておるのは、私は35年議員やっておるけど、初めてですよ、ほんまに。こんなんやったら議会なんか要らないですよ。みんな怒って当たり前ですよ。

そやで、ちゃんときちっと将来の尾鷲のためになら、みんな心底これがいいんじゃないか、あれがいいんじゃないかという意見を出してやらな駄目ですよ。

以上です。

○三鬼政策調整課長　　御説明させてください。

まず、SEAモデルの基本構想のときには、市民の皆様からの意見も踏まえて基本構想は示させていただき、恐らく2年近く前ですけど、市内全域、説明会をさせていただいた経緯がございます。

その中で、いわゆる今、高村委員おっしゃるように、あそこを集客交流の核として、いわゆる景観とか観光も生かしながらしていこうというコンセプトに、特に変わりはございません。

その中で、やはりお示ししたスポーツ振興ゾーンも含めて、もともとの構想には考え方としてあったものをどう配置するかという中で、市長が先ほど申し上げましたように、真ん中の核をつくる、まず、サテライト、それを順に、できるところから整備していこうという今考えを申し上げておりますので、そういう議論も順次させていただいているところは御理解いただきたいと思います。

○高村委員　　示しておるのは示しておるで、それでも、何にも反論できる場所をつくっておらんじゃないですか。わしが言うても、聞いただけで議論していないじゃないですか。あんたらのやり方、上から目線じゃて。議会は市民のためにあるんやで、みんなに聞いて、これはええなと思ったとき、過半数以上あったらそれで進

めていったらええけど、まず議論を十分せなあかん。分かった。

- 南委員長 課長、間もなく12時の時報がありますので、少し中断をいたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

- 南委員長 再開します。

- 三鬼政策調整課長 御説明させていただきます。

先ほどおっしゃられたように、やはり何事も市の大切な税金を使って進めるときには、市民の皆様の意見を聞き、市民の代表である議員の皆様も聞きながら、よい方向にというのは常々考えておるところであります。

その中で、やはり今回いわゆるスポーツ振興ゾーンも含めて、そういう計画の中で、コンセプトとして掲げてきたSEAモデルの理念をSEAモデル協議会でも議論し、それを議会や市民にも御説明することは続けていきたいと思っておりますし、その中で、今回提案させていただいております多目的スポーツフィールドの考え方は、特にいわゆる考え方を壊すものでは決してなく、それを生かしながら進めていきたいという強い思いで今回提案させていただいておりますので、どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

- 高村委員 結局、言いよることは、あんたら進めよることと全然違う。もうちょっと基本に戻って、将来の尾鷲をもうちょっと考えて発言してほしいと思うんさ。

結局、子供ら、津波の来る4メートルぐらいのところにおるよりも、やっぱり小原野の、さっき言うたけど、土地は円くないので駄目と言ったで、買ったらええ、山なんか安いものですよ。円にして買ったらええやないか、足らん部分は。

それほど、子供は宝と言うんやで、子供のことを思って野球場を高いところに持っていたってくださいよ。

これ以上言うても分からんと、みんなそう思っていますよ。

- 野田委員 どうも、本当に内容、理解できない部分があって、市長、何回も繰り返しながら、本当に何で焦るのかなど。これ、遅れた分がある中で、これやらないということでもまず言っていることと、SEAモデル協議会、尾鷲商工会議所、そして、中部電力、そして、尾鷲市役所、三つの三者協議会がある中で、これは、3者合意の下でやられているんですか、繰り返しになりますけれども。

そこら辺の議論、本当に今、継続して議論しますとかと課長のほうは言っておる

けど、どのようになっておるか。悪い話が全然出てこない、悪いというかいろんな意見されたのが出てこないんですよ、まず第一に。一方的な話だけで、いろんなことがあってという部分が出て、理解できない。

○三鬼政策調整課長　今回、御提案させていただいている大前提として、S E Aモデル協議会で承認を受けておって、それを含めて、S E Aそれぞれの役割はありますけど、それを3者で協議しながら進めさせていただいておりますのを御理解いただきたいと思います。

○三鬼（和）委員　先ほど本会議で質疑にもありましたように、手順についてはいろいろ議論もあろうかと思えますし、私も委員会で、おわせS E Aモデル構想について、どこへ位置づけするのかと委員会で発言して、それで終わっていたということもあるんですけど、今回、野球場であろうとテニスコートであろうと、都市公園整備ということをする中で、S E Aモデルにも関わることなんですけど、一応、下の4番目の業務範囲という、予定図というのかな、都市公園範囲というところで、あと、それと測量範囲というので関わることの中に、築山があるわけなんですけど、これは、一番我々が、子供とかが、今の議論にもありましたように、津波浸水ということで一番気にしておることなんですけど、これは、築山の強度とか、そういったものを含めて、測量とかそういった中で示されるのか、それから、それらを受けて、都市計画審議会が大丈夫であるとか、どういったことも含めて判断されるのかどうかだけ、この辺を聞かせていただきたいと思います。

○三鬼政策調整課長　築山につきましては、先進事例もたくさんあります。その中でいわゆる、特に金属の構造物でないという、いわゆる盛土に該当するところもあり、現在、それに対しては様々な技術を取り入れながら、検討がされているところでございます。

今回、委託の中には、もちろん築山も含めた基本計画を策定していただきますが、それはあくまでも基本計画であって、それを踏まえて、どう実施計画に移していくかという段階でいろんな議論がされる基となるものですので、今回、委員がおっしゃられたようなところまでは詳細には含んでいないということですが、それを含めて議論はしていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　計画では、そういった津波、浸水とかに対するものは具体的には含まれていないというのであっても、これができた上で、この説明の中では、都市計画審議会に諮られるわけですので、じゃ、都市計画審議会の方がその辺は担保していただけるという作業を得られるんですか。

○三鬼政策調整課長　　あくまでも基本計画を策定するときに、例えばどういう形態であればどういう強度があるというのは、各市町、先進事例がたくさんございますので、それを踏まえながら、こういう造り方をすると、こういう強度があり、こういう費用がかかるという、その概略までは検討できるのかもしれませんが、それを前提に都市計画審議会ですそれを担保するようなものかどうかというのは、現在ちょっと確証は得ておりませんし、やはりそれは都市計画審議会の中でいろんな御意見を踏まえて、実施段階において十分な議論をした上で建設につながるものと考えております。

○三鬼（和）委員　　いや、今回の業務委託については、都市公園整備に係る基本計画を策定するという事柄ですもので、策定した中で、この策定したものはどうするのかと云ったら、都市審議会に諮るということになっておりますもので、できましたら、今回そういったような津波避難対策も張った中で、きちっと都市審議会にかけていただいて、この事業が進められるかどうかということも含めた議論をしていただけるほうがいいのではないかなと思いますので、そういったことについて、説明ができるならしてください。

○加藤市長　　今回は都市計画決定のための基本構想ということで、一応つくり上げていくわけなんですけれども、当然委員の皆さん方御心配になっている、今回、築山を造るんだと。築山については、あくまでも一時避難所なんやと、やばいときにぱっと行くと。

ただ、しかし、全体構想の中、やっぱりあそこからどうやって避難経路を造るのかということ、当然並行しながら考えていかなきゃならないということで、そのために、実施計画についてどうやっていくのかということについては、今後やっぱりそういうふうなことも踏まえながら考えていきたいと、このように考えております。

○三鬼（和）委員　　都市審議会に諮るわけですもので、全体の、こういった都市公園もそうですし、後に加わるSEAモデルにつきましても、集客施設等もありますので、やっぱり都市計画でやられるのであれば、そういった全体、避難道も含めたトータル的なものが都市審議会に回答を得られるようなというのか、そういった審議をしていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○南委員長　　他にございませんか。

○楠委員　　いろいろ議論されているんですけど、……。

○南委員長　　ちょっと、正午を過ぎましたけど、このまま政策課のほうは続行い

たしますので、よろしくお願いいたします。

○楠委員 委託業務の中に、都市計画審議会にて都市計画決定を受けると。これは、審議を受けなきゃ都市決定できないんですけど、都市計画審議会開くときに、都市計画マスタープランはどうなっていますかと聞かれたときに、なんて答えるんですか。

○三鬼政策調整課長 現在、都市計画マスタープランにつきましては見直し作業が行われているというふうに認識しております。

それは、いわゆる、この前、中間報告がございまして、今後、報告では、先日9月定例会等へのいわゆる上程を踏まえて進めているというふうに私は認識しております。

そういうことを踏まえて、今回基本計画は1年間の計画でございまして。その途中の段階で、都市計画審議会にかけ準備が整った段階で、都市計画審議会の審議が始まるというふうに担当課からは伺っておりますので、それは整合性を合わせて議論されていくことは目指していると考えております。

○楠委員 質疑でも言ったんですけど、基本的に基本計画に位置づけされているんだったらいいんでしょうけど、今の段階で位置づけされていないんだったら、この策定業務委託っておかしいですよ、普通に考えて。

そういうことを考えたときに、私が午前中、もうお昼過ぎましたけど、いわゆる行政の手続の手順として本末転倒ですよと、そういうことを言いたいんですよ。

だから、計画ありきでやるということが私は不思議でならない。

○三鬼政策調整課長 この辺は、議論はいろんな考え方あると思います。

私たちは、まず、第6次尾鷲市総合計画の後期基本計画を一つのよりどころとさせていきたいと思っております。

その中で、委員御質問の、いわゆる資源循環型社会の推進という項目の中には、やはり市は広域ごみ処理の推進に向けて取り組みますとはっきり明記されておいて、その方向性に向かって今議論が進められており、5市町の広域の議論も経ながら、こういう状況になっているということです。

ですので、その総意である令和10年4月稼働を目途に、各市町も必死に取り組んでおりますので、その結果として、この根拠を基に進めさせていただきたいというのが御説明の本意でございまして。

○楠委員 そういうロードマップがしっかりしているんだったら、行政手続もしっかりやりましょうよ。これ、課長に言うよりは、本来、市長なんだけど。

基本的に、今の場所は、今の都市計画マスタープランでは、工業流通業務市街地という位置づけしているんですよ。しているのにも関わらず、いきなり多目的スポーツフィールド整備事業、多目的スポーツフィールド事業なんてどこに書いてあるのか。

先ほど、スポーツ振興計画に書いてあると言いましたけど、この多目的スポーツフィールドということで記載されているんですか。

○三鬼政策調整課長　　そういう名称ではございませんで、私も委員として参加させていただいている会議ですので、おわせSEAモデルにおける、いわゆるスポーツ施設等の整備に準じてスポーツ振興計画を推進していくというふうに記載されていると理解しております。

ですので、そういう形も含めて、今、委員おっしゃられた、多目的フィールドというところがどこに明記されているのかというところでは、先ほど御説明した後期基本計画や都市マスタープランには現状としてございませんが、それに結びついた大きな要因としては、やはり広域ごみ処理施設を進めていくことが非常に現状では重要課題となっております。その中で、大切な野球場を、建設用地としてなった以上、それを責任を持って代替施設を整備していく前には、そういう形で適地を見つけたからには、それをさせていただきたいというのが多目的スポーツフィールド整備事業に結びついたと御理解ください。

○楠委員　　課長の気持ちはすごく分かるんですけど、今決まったと言いましたけど、SEAモデル構想も市民に合意形成は取れていないし、焼却場も、移転も、合意形成取れていないんですよ。合意形成は、6割か7割か分かりませんが、それがある程度オーソライズされて、最終決定に行ける途中で最終の市民の合意確認をするわけでしょう、行政はね。

それもやらないで、どんどん進めて、いや、もう出来上がっちゃっていて申し訳ないですけど、既成事実、どこかの国に似ていますよね。どこかの国がこういうことをよくやっているんですよ。舟でいっぱい来て、私の土地だといって騒いでいるどこかの国が既成事実化しているのと同じなんですよ、やり方が。

もう少し行政手続があるのであれば、市民の皆さんにも行政手続してもらっているわけでしょう。印鑑証明下さいといったら、あれ書け、これ書けといったら、印鑑は要らなくなってきたけどね。

それをやるんだったら、本来、行政がその姿勢をちゃんと見せて、市民が理解していただくんだったらいいですよ。ただ、慌ててやるのであれば、こういうことはす

ぐやらない、いいですか。

基本的に、陸上競技場を造ろうとしたら、ほかの施設も使っている団体もあるの
でと言うんだったら、そういうのは総合調整すればいいじゃないですか。中学校の
グラウンドをちょっと空いているときに使うだとか。そういうこともすっかり考え
て、代替地がないからなんて言い訳じゃないんですよ。どこの市も、こういう施設
造りは苦労しているんですよ。

だから、空き時間を利用したりとか、土日の学校を使っていないときにはその団
体は使ってもらおうとか、あるいは総合グラウンドでも、両横がちょっと短いけど、9
0メートルあれば足りるんだったら、ちょっと当分の間ネットを高くするとか、そ
ういう創意工夫がないで、ただ、やる、やる、やる。

今、課長がちょっと口滑らせたんでしょうけど、何も決定していないんですよ。

○三鬼政策調整課長 私の発言で誤解を招いたやつは訂正させてください。

私は、あくまでもいろんな議論を重ねながら、代替野球場をなし得るために、適
地は、全ての可能性は議論させてきたつもりでございます。

やはり、もともとSEAモデルの中でも、この現球場を活用できないかという
ところから始まり、いわゆる広さがあるところは全て検討させていただきました。

その中で、やはり合理的な理由も含めて、先日の第1ヤードの説明も含めて、可
能性のあるところにいろんな要件がある中で、今現実的に進められるところを、い
わゆるスポーツ振興ゾーンと高台ゾーン合わせて、多目的スポーツフィールドとし
て進めさせていただくのが、現状では一番適切ではないかという考えの下、お願い
している次第ですので、それをいわゆるいろんな御意見あるのは当然かもしれませ
んけど、現状では、尾鷲市としては、これは進めさせていただく上で一番いいと考
えてお願いしている次第でございます。

○楠委員 市が一番いいと思うのであれば、先に、市民に説明をして、市は最適
だと思えるんですよと、最適化したらこれなんですよということを理解いただいてか
らじゃないと、私ももう先週辺りからいろんな住民の方から、何であんな危ない
ところ、あんなところ造るんだとか、何が決まっているんだとか、焼却場はあそこに
決まったのかと、いや、何もまだ決っていませんよと答えているんですよ。

だから、こういう予算をつけてやって費用を使うのであれば、その前に、住民説
明やったらどうですか。コロナでどうのこうのなんて言い訳をしないで、そこから
スタートですよ。

近隣の方で猛反対されている方がいる。だけど、それはあくまでも周辺に説明は

した。市民全体には説明はしていない。

ただ、計画なり、報道なりが先走って、決定したかごとく読めてしまう。全て構想でしょう。S E Aモデルもまだ構想段階、焼却場もそう。

ただ、問題は、4月1日以降はもう組合が設立しましたから、先ほど言いましたけど、今度ごみ焼却場の問題点は全部組合ですよ。私たち行政も組織が違いますから、関与できないわけですよ、極端な言い方すると。

それと、野球場は今度別ですよ。一緒くたにやっているんだったら、ずっと意見言えるんだったら、焼却場の話も意見言いたいですよ。いい悪いは別ね。

だから、そういうことを総合的に考えたときにどうなんだということと、個別の計画が、市民にも理解も得られていない。一步戻ると、全体的な計画も理解はいただいていないということを進めていいのかというのを少し、もう少し、高村委員も言いましたけど、もっと議論してからでもいいんじゃないですか。

だって、どっちにしろ、都計審なんて今すぐ開けないんだからと思うんですが、いかがですかね。

○南委員長 市長やな、答弁は。

○加藤市長 今回のS E Aモデル構想については、2年前から、一応、全市町を回りながら、一応、皆さん方にこういう構想で一応動きますという、先ほど政策調整課長申しあげましたように、どういうコンセプトで、何を目的で、どういうコンセプトでやろうかということは、基本的にはもうずっとそのまま続いているわけなんです。

そういった中で、今回、広域ごみ処理施設を令和10年にスタートしなきゃならないということで、その建設場所は、何度も申し上げますけど、建設場所をどうするのかと。そのために代替野球場をきちんと用意しなきゃならないと。

場所云々、どうのこうのおっしゃっていますけど、政策調整課長も申しあげた、いろんなところを調べながら、小原野等々のも全部調べました。

しかし、やはりきちんとした現状から、現状の野球場を移す場合について、多少なりともプラスアルファも考えながら、やっぱりそういういい野球場を造っていきたい、こういうことで今の現状になっているわけなんです。

市民の説明会、住民説明云々等々おっしゃっていますけれども、一応基本的な流れというのは全部変わっていないわけなんです。それに対して委員会等々でいろんな御説明はさせていただいておりますので、その話については、一応、方向性については、議員の皆様から、一応その方向性については私は御了解いただいている

と、このように認識しております。

○楠委員 2年間、コンセプトずっと、基本的な概念はやってきたと。それでいろいろ委員会にも説明した。一般質問もいろいろ委員の方されていますけど。それは、気になるところ、みんな質問するでしょうけど。

だけど、一つ言えるのは、その途中に、コンセプトを2年もやってきているのであれば、その間に住民説明とかあっていいわけでしょう。別に賛成反対を聞くじゃなくて、どうなんだろうかと。そういうこともしないで2年かけてきました。10年にはやらなきゃいけない。

先ほど高村委員も言いましたけど、議会要らないじゃない。執行部だけで一生懸命やってくればいだけの話でしょう。そうじゃないですかね。だって、住民ありきの行政なんだろう、大事なところは。

別に私、焼却場のことで反対どうのこうのじゃなくて、やらなきゃいけないというのは分かっているんですよ。ぼろぼろでどうしようもないからね。

ただ、早いうちに住民の理解をいただいて、最終的に合意確認した上で、全ての事業が満足できるというのが、これ、最適ですよ。

そういうことを考えたときに、2年も3年もかかってきたから、ある程度理解はいただいているのではなくて、住民の理解いただかないと前へ進まないでしょう。議員だけでやっているわけじゃないんですから。

そこなんですよ、私の言いたいのは、大事なことは。そういうところを解決もしないでどんどん先走るんだったら、議会に別に報告しなくたって勝手にやればいけないじゃないですか。

○三鬼政策調整課長 とても大切な事業でありますし、市民の代表である議員の皆様様に説明し、いろんな御意見いただきながら、私たちもいろいろな考えを基に進めさせていただきたいと思っております。

やはりこの2年間の間、令和元年5月ぐらいからも、各地区回って、SEAモデルの基本構想を含め、いろんな説明をさせていただき、いろんな御意見いただいております。

その後、いろんな取組をする中、関係各所も御意見いただいておりますが、議員御提案の市民の声を聞くというのも非常に大事なことでありますし、それも含めながら、時期を見つけて、やはりそういうところはしていかなければいけないなという思いはありますが、それが、この2年間の中でどれほどできたかという御指摘があるでしょうが、基本的には令和元年5月に各地区を回らせていただきながら御

意見を頂戴し、基本構想を策定するときには市民の意見もたくさんいただいているのは、反映させている一つの根拠として、ですので、議員の皆様からの御意見をいただきながら、こういうところで何が足りなくて何が求められているのかも含めて検討させていただきたいと思います。

ですので、しかるべきときに、そういう住民説明会も、必要な時が来れば、させていただかなければいけないなと思っております。

○楠委員　　今、またちょっと口滑ったのか分からないけど、大事なことなんて当たり前の話なんです。課長にちょっと申し訳ないんだけど、市長の影響なのかな。上から目線で考えているから、そういう言葉が出てくるんです。大事なことなんて、当たり前の話なんです。

委員会を出しちゃいけない言葉だね。私もちょっとたまに失敗するときもあるけど、人のことは言えないんだけどね。

だから、大事なのは、いかに市民に理解をいただくかということなんですよね。100%は無理ですよ。何したって。まず、そこからスタートしないと、SEAモデルだろうが何だろうが、焼却場の構想だろうが、タイムスケジュールありきでやっておるんだったら、それだったらもっと早く住民に理解をいただく方策をしたほうがいいんじゃないかなと、個別の作業は後でもいいんじゃないかと。よろしいですか。

○加藤市長　　さっきから、上から目線、上から目線とおっしゃっていますけれども、我々はこの構想をあれするときにはきちんと市民の皆さんに御説明しながら、御意見を聞きながら、今この要するに基本構想をきちんと作り上げて、そういう形の中でいろんな御意見を聞きながら、市民目線の中でどう考えているのかというようなこともお話を聞きながら、今進めているところなんです。

一部の方からはそういうお話もあるかもしれませんが、委員おっしゃるようにね。私の立場から言ったら、こういう話で頑張ってくれているねというような、たくさんの方から御意見いただいている。そういう話もありますので、そういう上から目線とかどうのこうのという、もう要するに発言自体がおかしいんじゃないかなと、私はあなたの御意見として私はお聞きします。私はそうではないというようなことでね。

○南委員長　　簡潔にお願いします、ぼちぼち。ほかの委員もおりますので。

○楠委員　　あなたの意見じゃなくて、私は議員として発言しているんですよ。あなたの意見じゃないですよ。そこから間違えているんですよ。あなたなんて言われ

る筋合いないですよ。議員なんですよ。

(発言する者あり)

○楠委員 うるさい、静かにしなさいよ、本当に。

○南委員長 ちょっと静かにしてください。

○楠委員 発言、考えてくださいよ。市民の意見を聞いているんだったら、ちゃんと市民の意見も委員会で報告した際、こういう意見もある、こういう意見もある、反対意見も、賛成がある、こんなのしたらどうだという意見を言うのが当たり前じゃないですか。

○高村委員 私も今期で終わりやもんで、一言、三鬼課長、言いよったね。議論をしていますと言いよったけど、執行部だけの話合いでは議論と言わんの。やっぱりみんなを交えて議論してこそ、本当の議論。楠議員とかぶるけど、それを私の最後の言葉であんたに送っていく。

終わり。

○南委員長 皆さん、この場所に限っても、おわせSEAについても、いろんな意見が、お持ちの方が多いうでございます。

ただ、今までの議論を聞いておって悲しいなと思ったのは、予算の議論じゃないんですわ。もう予算の議論へ入る前の、本当に入り口の場所で議論をやっておることはちょっと悲しいなと僕は自分自身感じたんですけれども、だから、皆さんの声というのは、やはり住民にある程度理解をいただくことが大事だということでございますので、やはり三鬼課長が言われるように、市長はもう説明は済ましておるじゃなしに、やはり住民の声を聞いた上で、なおかつ説明会を開いた上で行政執行はしていただきたいなと、皆さんの意見を聞いた上で思いますので、ぜひともよろしく願いをいたしたいと思います。

これで政策調整課のほうは終了いたします。ありがとうございます。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時45分から開催をいたします。

(休憩 午後 0時28分)

(再開 午後 1時44分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたしたいと思います。

まず初めに、今日の2時30分から、市長、副市長が辞令交付があるということでございますので、十五、六分程度、そこから休憩をさせていただきますことを御理解賜りたいと思います。

それじゃ、副市長から発言の許可を求められております。

○下村副市長　午前中に政策調整課のほうから御説明のありました多目的フィールド整備事業につきましては、議員の皆様のお意見にあるように、市民の御理解を得ながら進めることが大切なこととあります。

その市民の代表である議会への報告につきましては、計画の進捗に合わせ、随時行わせていただき、御議論いただくとともに、市民への情報発信や意見を聞くことも大切にしていきたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

それでは、続きまして、福祉保健課のほうの審査に入りたいと思います。

それでは、付託議案の議案第28号、令和3年度第1号補正のほうの説明をお願いいたします。

○内山福祉保健課長　福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について、予算書及び資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の8、9ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金2,858万2,000円の増額は、1節保健費補助金2,858万2,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2,858万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る……。

○南委員長　ちょっと課長、もうちょっとゆっくり言うてくれる。すみません。

○内山福祉保健課長　すみません。

2,858万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に伴う補助金でございます。

次に、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費2,858万2,000円の増額は、細目感染症予防対策事業2,858万2,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチンの接種体制に係る経費でございます。

内容につきましては資料のほうで御説明申し上げますので、その旨、通知をさせ

ていただきます。

○東福祉保健課係長　それでは、資料１、御説明させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、以前より御説明しておりますとおり、本市の集団接種に関わる接種体制は、尾鷲小学校体育館をはじめといたします４会場におきまして、６５歳以上の方より接種を開始いたします。

接種時期につきましては、ワクチンの入荷量が４月は限定的であります。５月以降は、EUの承認が前提ではありますが、各市町の要求量に応じた供給は想定されるという国の情報もございますことから、安定的な供給が開始される５月から約５か月間程度を想定しております。

事業費２,８５８万２,０００円であり、その内訳といたしましては、１番の報酬１９万８,０００円は、予防接種健康被害調査委員会の委員報酬として、２番の職員手当等１,２４２万１,０００円は、木、土、日曜日の集団接種に関わる延べ人数１,０１０人、延べ時間数６,８２５時間となります職員の時間外勤務手当でございます。

需用費６７万８,０００円は、消耗品費として、除菌クロス等１９万１,０００円を、印刷製本費といたしましては、６４歳以下の方への接種案内用封筒１８万７,０００円を、修繕料といたしましては、学校体育館等の修繕料、主には、機材等で傷つける可能性が大きい床の修繕料３０万円でございます。

役務費２３１万４,０００円は、通信運搬費として、ワクチンの配送料３０万円を、保険料として、集団接種における医療従事者等に関わる保険料１００万円を、手数料として、集団接種時の駐車場となります運動場を雨天に使用した場合、特に、回数が多くなります尾鷲小学校は梅雨時期と重複しておりますので、使用した場合のグラウンドの整地手数料１０１万４,０００円でございます。

委託料１３２万円は、ワクチン接種ウェブ予約システム委託料であり、現在は電話予約あるいは来所による接種予約をしていただくこととなっておりますが、これによりまして、土日、祝日を問わず、２４時間ウェブにて予約していただくことが可能となります。

使用料及び賃借料１,１４０万１,０００円は、車借上料１３万４,０００円として、通常は市の公用車を使用予定ではございますが、他課のイベントと重複する日程がございまして、そのときの車の借上料でございます。

空調機借上料７９６万４,０００円は、集団接種会場はいずれも冷房設備がないため、接種期間４会場における冷房機器借上料であり、機材借上料３３０万３,０

00円は、接種会場設営用の機材借上料であり、主には診察室、救護室を設営するためのパネル、折り畳みベッド等でございます。

備品購入費25万円は、ウェブ予約システム用ノートパソコン購入費でございます。

説明は以上です。

○内山福祉保健課長 以上で議案第28号の福祉保健課に関する説明でございます。よろしく願いいたします。

○南委員長 御質疑のある方。

○濱中委員 事業費の中の報酬の予防接種健康被害調査委員さんというのは、どういった方を対象にされておるのでしょうか。

○内山福祉保健課長 今現在6名の委員で構成されておりまして、まず1人は紀北医師会の会長です。もう一名は、紀北医師会の代表の方、それから、尾鷲保健所長、それから、予防接種の専門医ということで医師の方、あとは、副市長と私の合計6名です。

○小川委員 集団接種のやつ書いてありますが、個別接種は、またこれ別なんですか。

○東福祉保健課係長 個別接種におきましては、65歳以上の方が終了しました後、基礎疾患の方たちが開始されることとなりますので、その実施に向けて今後、紀北医師会等と調整予定でございます。

ですので、ここの中にはまだ、現在、主なものとしては入ってはおりません。

○小川委員 後でまた予算として上がってくるということですか。

○東福祉保健課係長 個別接種におきましては、基本的には各医療機関で実施していただくこととなっております、接種委託料という形で接種費用を支払うことになっておりますので、現在のところ大きな予算の想定をしていない状況になっております。

ただし、今後、医師会の先生方と調整をする上で、必要な経費に関しましては準備する必要がございますので、今後また調整してまいりたいと考えております。

○小川委員 個別接種となった場合、医院さん、何件もあるけど、ある程度決めてやらなあかんと思うんですけど、そうじゃないとワクチンが残ってきたり、無駄になるのが出てくると思うんですけど、そんなものも、どこがやるとか、そんなのは決まっていらないのでしょうか。

○内山福祉保健課長 今現在、特に集団接種につきましては、紀北医師会の委員

さんの中で19名の方に御協力をいただいているということでございまして、そちらの方々が当然個別においても御協力いただけるものと思っております、配送等については、ある一定の時間ワクチンを管理できますので、ある一定の、約3時間と聞いていますけれども、3時間の間に何か所かの開業医さんを回って、その間にワクチンを配給するという事で考えています。

○小川委員 パソコンのことです。タブレットは、国からもう全部配給されるんですか。幾つぐらい配給されるのか、足りない場合もあるんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょう。

○東福祉保健課係長 現在予定しておりますタブレットにつきましては、必要量を国に上げるということで、尾鷲市は3台程度を想定しております。

ただし、今後、例えば個別接種が開始となりました場合は、各個別の医療機関の先生方にもお願いすることになりますので、随時追加が可能となっておりますので、必要量を追加する予定になっております。

○三鬼（和）委員 先ほど、濱中委員かな、委員の報酬の中で、課長も入っておられるの。個人なの、課長として入る、どうなの。

○内山福祉保健課長 委員は6名なんですけれども、保健所長と副市長と私は、委員報酬の対象外ということで、3名の医師の報酬でございます。

○三鬼（和）委員 3名というのは分かりました。

ただ、現課長については、課長を退かれてからも、これまで関わってきたということで、この委員として入られるのかどうかというの。

○内山福祉保健課長 4月1日現在の福祉保健課長が、その後ずっと継続してということでございます。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 (1)の時期の関係なんですけど、一応、木、土日、祝日ということなんですけど、実際、単位がロットとか、何か難しい言葉使っているんですけど、この9月までに基本的には、想定とは書いてあるんですけど、実際、品物そのものが、今いろいろなテレビの報道を見ると、もうまた0.何%とか、そういう世界なので、実際に県に来たときの割り振りで、この地域に間に合うのかどうか、年末ぐらいまで行っちゃうんだかどうか、その辺ちょっと確認したいんですけど。

○内山福祉保健課長 3月、4月につきましては、入荷が比較的少なくて、こちらのほうの日程も調整もつかなかったんですけど、5月以降は、今のところですけども、比較的安定的に入るんじゃないかということでこういった日程調整を

させてもらっていますけれども、入荷の状況によっては、場合によっては5か月が6か月になったりするということが今のところちょっと想定はしております。

○楠委員 その場合、担当される職員の方の時間外も相当増える可能性もあると思うんですけど、その場合も、基本的には補助対象で運用できるということですかね。

○内山福祉保健課長 時間外勤務手当は補助対象ということで国のほうから聞いています。

もし、仮にワクチンが入荷が遅ければ、例えば、木、土日を、例えば土日になったりとか、そういった調整をすることによって、動員かける職員数はそんなに増えることはないのではないかなと思っています。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、福祉保健課の審査を終了させていただきます。ありがとうございました。

次に、環境課に入ってください。

それでは、環境課の所管、議案第28号の1号補正の説明をお願いいたします。

○吉沢環境課長 それでは、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)のうち環境課所管予算について御説明のほうをさせていただきます。よろしくお願ひします。

予算書12、13ページのほうを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設費2,428万7,000円の補正増は、18節の負担金、補助及び交付金、広域ごみ処理施設整備事業として、東紀州環境施設組合への負担金であります。

委員会資料の1ページのほうを御覧ください。

こちらの上段、市町負担金整理表のほうを御覧ください。表の最下段を見てください。

令和3年度の東紀州環境施設組合の事業に対する構成市町の負担金の合計は、御覧のとおり、9,860万2,000円であります。

このうち、本市の負担分は、①のとおり、2,428万7,000円であります。

他市町の金額は、参考に記載のとおり金額であります。

構成市町の負担割合は、建設事業費割、均等割10%、人口割90%の割合で積

算をしております。本市の負担割合は、24.6316%であります。

人口割については、平成27年の国勢調査人口の割合によります。

次に、下段の組合予算を御覧ください。

組合の歳出予算は1億1,290万8,000円であります。

財源内訳に記載のとおり、循環型社会交付金や諸収入等を除いたものを構成市町のほうで負担する内容であります。

次に、組合予算概要のほうを御覧ください。

令和3年度組合予算の内訳のほうは、議会費から予備費まで、記載のと通りの金額の内容であります。

このうち、令和3年度の事業費的な内容については、3款衛生費にありますとおり、基本計画の策定や測量・地質調査、用地取得などの事業6,613万7,000円を予定しております。

環境課の補正予算の説明のほうは以上であります。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 何もないようでございますので、環境課の審査を終わります。御苦労さまでございました。

次に、商工観光の、入っていただきます。

それでは、商工観光課所管の議案第28号の説明をお願いいたします。

○森本商工観光課長 商工観光課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決についてのうち、商工観光課に係る御説明をさせていただきます。

歳出のほうでございます。

補正予算書12ページ、13ページのほうを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費でございます。

補正前の額955万円、補正額2億2,503万2,000円を増額し、2億3,458万2,000円とするもので、増額の財源内訳は、国県支出金1億8,844万4,000円、一般財源3,658万8,000円でございます。

細目商工振興事業2億2,503万2,000円の増額につきましては、尾鷲市地

域振興券事業、尾鷲市プレミアム付商品券事業、尾鷲よいところスタンプ会事業補助金に係る増額補正でございます。

10節需用費48万7,000円は、次ページを御覧いただき、振興券及び商品券事業実施に伴う消耗品費30万円、封筒印刷等に係る印刷製本費18万7,000円であります。

11節役務費388万8,000円は、地域振興券並びにプレミアム付商品券購入引換券の郵送代でございます。

12節委託料2億1,977万7,000円は、商品券等発行事業に係る業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料13万円は、商品券等発行事業に係る複合機使用料でございます。

18節負担金補助及び交付金75万円は、尾鷲よいところスタンプ会補助金であります。

次に、3目観光費、補正前の額4,846万8,000円、補正額60万円を増額し、4,906万8,000円とするものでございます。

財源内訳は、国県支出金60万円でございます。

細目観光振興事業60万円の増額につきましては、18節負担金、補助及び交付金、学校宿泊促進事業補助金60万円でございます。

事業の内容につきまして、行政常任委員会資料に基づき御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

事業名、尾鷲市地域振興券事業でございます。

事業の目的につきましては、地域振興券を発行し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い大きな影響を受けた市民の皆様の生活を応援するとともに、落ち込んだ市内の消費拡大を促し、地域経済の活性化を図るものでございます。

事業概要でございますが、地域振興券発行枚数は、市民1人当たり1冊を発行するものとしたしまして1万7,200冊、額面を1冊1万円とし、発行総額は1億7,200万円といたします。

配付の方法は、世帯主に充てまして、人数分を同封し郵送させていただきます。

振興券は額面1万円、内訳は、市内事業者への応援専用券として地域応援券7,500円分、登録された全ての市内の事業で使用可能な共通券2,500円分、1枚500円券を20枚つづりとしてブックリングして発行させていただきます。

利用期間は令和3年6月12日、土曜日から、令和3年12月31日までとさせ

ていただきます。

配付対象者は、令和3年4月1日現在で、尾鷲市に住民登録がされている方とさせていただきます。

次に、資料の2を御覧ください。

事業名、尾鷲市プレミアム付商品券事業でございます。

事業の目的につきましては、プレミアム付商品券を発行し、コロナ禍によって大きな影響を受けました市民の皆様の生活を応援するとともに、落ち込んだ市内の消費拡大を促し、地域経済の活性化を図るものでございます。

事業概要でございますが、振興券発行枚数は、市民1人当たり1冊を購入できるものとして、1万7,200冊、額面をプレミアム分20%として、1冊1万2,000円とし、発行総額は2億640万円でございます。

購入方法は、昨年の商品券事業と同様に、世帯主宛てに、人数分の購入引換券を郵送いたします。

購入引換券は、地域振興券の郵送と併せて発送させていただきます。

今回の商品券につきましては、1人当たりの購入冊数は1冊と、前回と変更ございませんが、購入引換券でのみ購入とさせていただきます、販売期間の終了をもって販売終了とさせていただきますと考えております。

商品券は額面1万2,000円で、内訳は、市内事業者への応援専用券として地域応援券9,000円分、登録された全ての市内の事業で使用可能な共通券3,000円分、1枚500円券として、24枚つづりとしてブッキングして発行させていただきます。

利用期間は令和3年6月12日から12月31日までとさせていただきます。

販売対象者は、振興券と同様、令和3年4月1日現在で、尾鷲市に住民登録がされている方とさせていただきます。

販売期間は令和3年6月12日から8月31日までとさせていただきます。

なお、振興券及びプレミアム付商品券事業に当たり、市民サービス課と協働プロジェクトとして取り組んでまいります。

市民サービス課との連携業務に関しましては、対象者の抽出、発送準備、また、郵送後の宛先不明で返送があった場合の対応を想定しておりまして、この点につきまして、市民の皆様に確実にお手元にお届けできるよう、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次ページのほうを御覧ください。

地域振興券並びにプレミアム付商品券事業のスケジュールでございます。

いずれの対象者につきましても、4月1日現在で尾鷲市に住民登録がある方を抽出いたしまして準備をスタートさせていただきます。

業務委託契約を早急に締結いたしまして、同封文書印刷、振興券並びに商品券利用に向けての加盟店の募集を進めてまいります。

5月に入り、29日までに、印刷業者から振興券並びに商品券を納品していただき、6月1日から封入作業のほうに入らせていただきたいと思いますと考えております。

発送は6月10日前後とさせていただきます、12日土曜日から、プレミアム付商品券の販売を開始させていただきます。

同時に、両券でも登録加盟店で利用できるよう準備いたします。

プレミアム付商品券の購入引換えにつきましては、8月31日までとさせていただきます。

なお、事情等により購入されなかった商品券は再販売せず、販売終了とさせていただきます。

利用期間は12月31日をもって終了とさせていただきます。

次に、4ページのほうを御覧ください。

事業名、尾鷲よいとこスタンプ会事業補助金について御説明いたします。

事業の目的は、尾鷲市の市民生活・地域経済を支えている商店が加盟する尾鷲よいとこスタンプ会が実施する事業に対して補助金を交付することで、継続して、持続可能な地域商業の振興を図ることを目的といたします。

事業概要は、地域振興券及びプレミアム付商品券の利用期間に、尾鷲よいとこスタンプ会が実施するポイント2倍事業に対して2分の1の補助を行うものでございます。

予算額は75万円でございます。

次に、5ページのほう御覧ください。

事業名、学校宿泊促進事業補助金について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、小学校や中学校などの修学旅行や体験学習など、県内で実施する学校が増えたことにより、本年度にはアクアステーションや古道センターなどで受入れが行われておりました。

しかしながら、宿泊を伴う学校行事であっても、本市への宿泊はなかなか実施されず、他市町で宿泊しているという状況になっていることが分かりました。

こうした状況を踏まえまして、体験教育旅行で本市に宿泊された場合に、補助金

を交付し、体験教育旅行地としての魅力につなげ、さらに地域経済の活性化を図ることを目的としているものでございます。

事業の概要につきましては、小学校、中学校等の体験教育旅行で、本市の宿泊施設利用した場合に1人当たり3,000円を補助するものでございます。

補助金額は200人分、60万円を計上させていただいております。

当事業におきましては、申請受付を令和4年2月末をもって受付終了とさせていただきますが、それまでに200人よりも申請がございましたら、その時点で受付終了とさせていただこうと考えております。

なお、お認めいただきましたこの事業に関しまして、4月1日から直ちにPRのほうを行って、学校に直接送るなど、メールするなど、旅行事業者にファクスするなど、PRに努めたいというふうに考えております。

以上で議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、商工観光課に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○南委員長　　ありがとうございました。

御質疑のある方。

○小川委員　　二、三、お聞かせ願います。

地域応援券と共通券を75%、25%とした、もしその根拠でもあれば。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　それでは、御質問にお答えさせていただきます。

75対25の割合でございますけれども、昨年実施させていただきました尾鷲市プレミアム商品券事業の実績でございますが、発行割合といたしましては、地域応援券が56%、共通券が44%ではございましたが、実績、いわゆる換券されたものとしては地域応援券が67%、共通券のほうは33%の割合で、地域応援券のほうは共通券よりも12%ほど多く御利用いただけたというような実績になっておりまして、金額にしておよそ6,200万円程度でございます。

市としましては、地域の事業者様へ、コロナ禍にも負けない持続可能な経営を下支えするために商品券事業を実施するということでございますので、令和2年度に実施した商品券事業の実績からも、より多くの地域事業者様で御利用できるようにと考え、75%対25%というようなことで、適当であると判断したところです。

○小川委員　　それと、去年発行したやつ、換金のサイトが長過ぎたというのがありまして、仕入れ代金がなくなったということがありましたけど、今回、換金サイトというのはどうなっているんです。

- 森本商工観光課長 前は月3回程度でございましたんですけども、今回、商工会議所様と打合せの中で、やはり状況が、そういった状況が続いているということをお聞きしましたので、打合せを行いまして、1週間に1度、換金されるような準備を整えております。
- 小川委員 1週間に1回、例えば月曜日に出してくればその週とか、日にち決まっているんですか。
- 森本商工観光課長 おっしゃるとおりでございます、月曜日に提出していただいたものを、金曜日までに送金させていただくというようなスキームを考えております。
- 小川委員 それと、5ページのほうなんですけど、1人3,000円つくということになっているんですけど、これ県の補助金で、交通費かな、1,500円ぐらいついておったと思うんですけど、こっち来た場合、両方合わせて4,500円つくと理解すればいいですか。
- 世古商工観光課係長 県の学校の南部地域の宿泊事業を御利用いただいた場合には、うちから3,000円出させていただいて、その残りの分を県の事業で賄うというような形を取りますので、御利用いただく方に関しては、かなりメリットがあるかなというふうに考えております。
- 小川委員 ちょっと分かりにくかったけど、3,000円プラス県の補助金がつくということですか。
- 世古商工観光課係長 そういうことでございます。
- 三鬼（和）委員 今回は、尾鷲よいとこスタンプ会事業に補助をつけるということで、非常に評価したいなと思うんですけど、商店やられておる方に聞くと、これまで商店連合会みたいな形で、栄町であるとか、かなりの店があった中で、衰退していて、特にガラガラ抽せん会なんか人がよく集まってこうしておるといんですけど、今回、プレミアム商品券発行についての並行事業になろうかと思うんですけど、予算では、これで、この説明で十分分かるんですけど、こういった形というのは今後とも、このスタンプ会入っておられる方でも、今年度というかこの年度をもって店をやめられる方もあるようなことも聞いたんですけど、どうなんですかね。下支えとして、こういった形の、商店街に変わるといえるのか、こういった団体というのは、これからも将来的に何らかの形で下支えしていくという検討とか議論というのはないんですか、どうですか。ちょっと予算に触れてですけど。
- 森本商工観光課長 スタンプ会さんとは、密にお話をさせていただいてい

る中で、今回の補助事業のほうを考えさせていただいたところでございます。

ただ、今回、臨時交付金という財源を使ってさせていただくということで、現在コロナ禍で大変苦勞されている事業者の方を御支援させていただきたいという部分が往々にあることございまして、ただ、財源のほうに関しましてはやはり交付金を使うということで、その点につきましては、スタンプ会さんのほうとも、またさらにお話を進めながら、どういうふうに振興策があるのかというのは詰めさせていただけないかなというふうには考えております。

○三鬼（和）委員 商工会議所さんなんかへも、まちの事情をちょっとお伺いに行ったときには、よくスタンプ会の方々の取組というのがありまして、これまでだと、例えば商店街に漠然と補助金みたいな形で補助してきたという、本市においても経緯があるんですけど、こういったように事業を見詰めることによって、事業に対して市としても、補助にかなうであろうとかというのは、その都度、また検討させていただきたいので、よろしくお願ひしたいなと思っておりますけど。

○森本商工観光課長 引き続き、スタンプ会さんとは会話のほう続けて、振興策について協議させていただきたいというふうに考えております。

○南委員長 他にございせんか。

○楠委員 5ページの学校宿泊促進事業なんですけど、目的のところでは若干気になるのは、中段では、他市に宿泊している結果ということで、熊野市なんかは結構利用されているみたいなんですけど、後段のほうで、体験教育旅行で本市に宿泊された場合に補助金を交付し、地域経済の活性化を図ると言っているんですけど、宿泊施設のあるとかな、あるいはまた取組、その辺をどういうふうに考えているのか。

○森本商工観光課長 実際のところで、学校さんのほうには、こういう補助金があるというようなPRに努めるという形で、付随的に、ホテルのほうを利用させていただくという形になります。

ですので、ホテル事業者さん、旅館事業者さんにも、こういった補助があるよという話はさせていただくんですけども、直接的なあつせんという形に関しては、泊まれる人数とかもいろいろございまして、実際、問合せあったときに、学校さんのほうからとか、問合せに対応させていただきたいというふうには考えております。

○楠委員 確かに、人数によっては1か所に宿泊するというのは難しいと思うんですけど、旅館だとか、ホテルとか、場合によっては民宿なんかでも設備が整っていれば、分散型も一つの考え方として、やはり集客という意味では、他市、他の町に、宿泊されないような工夫をしていかないと、いつまでも尾鷲市は泊まる場所が

少ないからということでは、何年たっても同じことを繰り返すと思うので、ちょっとその辺の宿泊の在り方も工夫して、各学校にPRしたらどうなのかと思うんですが、いかがですかね。

○森本商工観光課長 今年度の実績としまして、泊まっていたという形がなかったということですので、まず泊まっていたという場所であるというような魅力を伝えさせていただきたいという、そこから始めさせていただきたいというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 今回の楠委員の質問に関連して、これ、本市の観光物産協会は関連しないんですか。

例えば体験については、これまで泊まらなくとも、観光物産協会を通じてというのか、会員の方の、例えば魚の三枚おろしであったりとかというのは、若干そういう関連でもあったように新聞等々でも見受けられたんですけど、どうなんですか。市として、商工として観光物産協会と、観光物産協会の中には、こういった体験される業者も、事業もあろうかと思えますし、宿泊もあろうかと思うんですけど、そういった取組というのは、連携というのはどうなんですか。

○森本商工観光課長 そちらのほうに関しましては、日帰りで、先ほども申し上げましたとおり、アクアステーションとか、熊野古道センターにいらっしゃるという形が確認できております。

その点において、観光物産協会さんも連携してする必要があるんじゃないかなという中で、その中で泊まっていたというところをまずさせていただくということでこの補助をさせていただいたので、観光物産協会さんとは当然のことながら体験学習という部分に関しては連携をさせていただきたいというふうには考えております。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 じゃ、ないようですので、商工観光の審査を終わります。ありがとうございました。

最後に、教育委員会に入ってくださいます。

それでは、最後に、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、教育委員会の所管の説明を求めます。

○三鬼生涯学習課長 続きまして、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について、補正

予算書及び資料に基づき、御説明申し上げます。

予算書の14、15ページを御覧ください。

通知いたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費121万2,000円の増額は、細目成人式事業121万2,000円の増額で、役務費1万2,000円の増額と負担金、補助及び交付金120万円は、尾鷲市成人式延期に伴う衣装賃借キャンセル料金等補助金120万円の増額でございます。

内容につきましては、資料にて御説明いたします。

通知いたします。

行政常任委員会資料の1ページ、尾鷲市成人式延期に伴う衣装賃借キャンセル料金等補助金について御説明いたします。

概要、目的といたしましては、令和3年1月10日に開催することとしていた第63回尾鷲市成人式につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年12月25日に式典の延期を決定し、同日付で発表させていただきました。

成人式の延期により発生した衣装賃借等のキャンセル料金等に係る経費につきまして、これまで近隣市町と異なる対応とならないよう、取扱いについて協議を重ねてまいりました。

また、新成人またはその家族の経済的負担を軽減することを目的として、補助金を交付するものでございます。

内容といたしまして、補助対象者は、令和3年1月10日に予定していた成人式に出席を申込みしていた新成人125名です。

ただし、成人式ということで、親御さんや、場合によっては祖父母の方が費用を負担されているケースも想定されているということで、キャンセル料金等の費用を負担した補助対象者の親族に限り、代理申請することができることとしております。

補助対象経費は、成人式が延期となったことにより発生した次の経費となります。

一つ目として、成人式出席のための衣装賃借を解約した場合に発生したキャンセル料、二つ目として、成人式出席のための着つけ等、着つけや美容院等のヘアセットなどがございますが、こちらを解約した場合に発生したキャンセル料、三つ目としまして、成人式延期の決定の際に、既に衣装を賃借しており、当該延期後の成人式開催の前日までに当該賃借期間が満了した衣装に係る賃借料、これは、レンタル衣装の場合、賃借期間が半年や1年といった長期間であるケースがかなりあるとお

聞きしております。1月10日の成人式が延期となったことにより、仮に延期後の開催が、衣装の賃借期間満了後となった場合、出席する新成人は新たな費用を負担することとなるため、対象とするものでございます。四つ目としましては、成人式延期の決定の際に、既に衣装を賃借しており、延期後の成人式に出席できないため、延期後の成人式の前日までにこの衣装賃借を解約した衣装に係る賃借料、五つ目としましては、レンタル衣装の場合、前払いというケースも少なくないとお聞きしております。事業者に対し既に支払った賃借料と、当該事業者からの返還金の差額をもってキャンセル料金とみなすことができるものとしております。

ただし、写真の前撮りなどとセットになっているケースもあることから、前撮り料金や物品購入等の、補助対象者が既に受益を得た料金等については除外とすることとしております。

補助金額につきましては、お一人につき1回限りで10万円を上限とします。

以上の内容につきましては、近隣市町と同様の内容となっております。

予算額は121万2,000円で、補助対象者125名にお知らせするための郵送料1万2,000円、負担金、補助及び交付金120万円となります。

なお、120万円の算定につきましては、対象者125名にキャンセル料金の発生状況等について聞き取り調査を実施したところ、大部分の113名の方が、キャンセル料金の発生はないとお答えになっております。該当する可能性があるとお答えられた方は4名でございました。残りの8名は、繰り返しお電話を差し上げましたが、連絡がつかせませんでしたので、上限10万円の12名分となる120万円を計上させていただいたところでございます。

ただし、あくまで聞き取り調査によるものでございますので、125名の対象者の方全てに対して文書にて御案内、申請等の資料を発送してまいりたいと考えております。

財源内訳の国県支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金121万1,000円の充当によるものでございます。

2ページ以降に、補助金の交付するときの案、様式等の資料を添付しています。

○南委員長　　ちょっとすみません。ここで、執行部辞令のために休憩をいたします。終わり次第、再開させていただきます。すみません、えらい途中で。

○三鬼生涯学習課長　　以上が生涯学習課の説明でございます。よろしくお願いたします。

○南委員長　　休憩します。

(休憩 午後 2時27分)

(再開 午後 2時43分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

教育委員会の補正の説明は終わったということでございますので、御質疑のある方。

○奥田委員 先ほどの説明で、電話で確認されたと、113人、言っていましたね。その電話のときに、こういうふうなキャンセル料をお支払いしますよという話はしているんですか。

○三鬼生涯学習課長 お支払いする前提のお話ではなくて、キャンセル料が発生しましたかというふうな形で、125名の方がどういうふうな状況かというのをお聞きする形で御質問させていただいたと、そういうふうなことです。

○奥田委員 今回、こういうふうな予算つけていただいたというのは本当ありがたいことだと思うんだけど、ただ、こういうふうな、熊野とかが早かったでしょう、去年の12月だったかな。もうキャンセル料は、発生するなら補填しますよというような話あったやないですか。そういうのがあったもので、特に尾鷲の人は、尾鷲、どうなんやろうという話で、こういうふうな結果的にキャンセル料、出しますよという話はよかったんだけど、今日もう3月31日でしょう。もっと早くできなかったかなという感じはするんですけども、やっぱり、そういうふうな協議に時間かかるものですか、やっぱり、どうなんですか。

○三鬼生涯学習課長 一つとしては、いろんな状況、全国の事例も調査させていただいたりとか、あと、熊野、紀宝、御浜の成人式の担当者の方と、2月中心に、こういうふうな事業を検討しておるというふうなことで、担当者会議の中で、熊野とも、いろいろすり合わせといいますか、この規則のつくり方とかも意見交換しながら、事例を報告し合いながら、こういうふうな形の内容にさせていただいたということでございます。

○奥田委員 もうちょっと早く、12月のときの、12月18日かな、紀北町はもう延期しますということ言うて、尾鷲市どうなんやろうと言って、やりますという話やったのが、1週間後、12月25日、やっぱり延期しますという話で、キャンセル料、どうなるのかなという話があって、やっと今日になってこういうふうな、出てきたということで、非常にありがたい話なんですけれども、やっぱり担当課として、財源の問題というのがやっぱり大きいのかなという気はするんですけど

ね。

ただ、今日なんか見ておっても、1,630万の委託費なんて出てくるんですよ。だから、お金あるんですよ、尾鷲市。あるんだと思います。

だから、担当課も、課長なんかよく、財政も詳しい課長やもんで、財源のことも心配して、こういうような協議を重ねてきたんやと思うけれども、一方では、市長がぱーっと言ったら、もうぱーっと出るという、不思議なところがあるもんで、1,630万、ぱんと出てくるんですからね。

だから、すみません、不思議なところですね、尾鷲市ってね。すみません。

○野田委員　　奥田委員の話にちょっとダブってしまうのかも分かりませんが、やはり市民の方、成人になる方の保護者の方から、去年の12月25日の延期決定という話と、それで、今回5月2日にやられる分についても、やっぱり対応が遅いという意見がありました。

先ほど、いろいろ説明していただいたんですけども、このキャンセル料発生、12名の方の分の補助をつけてということは本当にいいことだと思うんですけども、やはり体制として、どの段階で、どういう、尾鷲市として、延期をする、日時をどのようにするかという部分を、やはり早めにやるという体制づくりをしていかないと、やっぱり後手後手になってしまう。

やっぱりこの一つの事象で、尾鷲市何しておるんやということになってしまう部分がありますので、これを教訓にして、やっぱり体制づくりという部分をやっぱり考えるべきだと思います。それ一言です。

○下村副市長　　やはり成人式の延期に伴い、日程的なこと、延期した成人式の日程をいつにするのかと、それと、緊急事態宣言の期間の問題もありましたので、その辺を考慮して、延期日を5月2日にさせていただくと、やはりその辺を決定しなければ、このキャンセル料云々ということも実は調査もできませんでしたので、この時期になったということでございます。

○奥田委員　　今のちょっと、副市長、実態調査どうのこうのって、いや、いつするかという延期の日を、5月2日というのがあれやったけれども、でも、キャンセル1回しておるわけですから、これ。5月というのも、紀北町は非常に早かったですよ、言ったのも。去年なんか言っておるわけで。尾鷲市は、5月2日と言うの、相当遅かったやないですか。いつにするか分からないから、キャンセル料どうのこくの、そういう問題じゃなくて、もうキャンセル料発生しておるわけですからね。

やっぱり、その辺のところは僕、市長、副市長が市民目線じゃないんですよ。上

から目線だね。見えていないんですよ、市民の人らのことが。僕らは、議員やっておると、いろんな人の話は聞くやけれども、あなた方、やっぱり見えていないやさ、市民が。そうやもんで、上から目線でぼーん、俺らこれやるんじゃ、聞け、おまえら知らんわみたいだね。あんたら、そういうような、言うたら悪いけれども、言い方ちょっと悪いかもしれんけど、やっぱり担当課は財源の心配したと思うんですよ。でも、やっぱりキャンセル、そんな大きなキャンセル料ないでしょう。さっきも聞いたけど、4名ぐらいやという話じゃないですか。最大12名で見ておるとのことやけどね。でも、4名でもおるんやで、やっぱりそういうことを、細かく情報を入れてやらんと、市民目線になっていないという証拠ですよ、副市長。

そういう言い方はないと思います。今の答弁、僕聞いていて、やっぱり副市長は市民が見えていない。そういう言い方、ないですよ。

○下村副市長 十分、実行委員会のほうでも協議させていただきました。生涯学習課との協議の中でも、やはり晴れ着を着れる時期のほうがいいのじゃないかとか、ワクチン接種が完了する秋のほうがいいんじゃないかというような協議もさせていただいた結果でございます。

○南委員長 私語は慎んでください。

○楠委員 一生懸命努力されて、キャンセル料の補助金を出そうという気持ちはすごく分かるんですけど、隣接市の、町とか協議したということなんですけど、別に横並びじゃなくても、尾鷲市はこれだけ若い人に頑張っているんだということを考えれば、人数はともかく、10万円のところを11万とか、そういう気持ちを出して、尾鷲は頑張っているんだよというのを見せてもいいんじゃないかなという一つ、それは答えは要らないです。

規則なんですけど、基本的に手続上、規則をつくって交付しなきゃいけないんですけど、附則のところ、明日から手続を始められるということなんですけど、これ、最初の前文で、63回の成人式ということを書いてあると、附則の中に、この規則は何日をもって終了するということの記載は必要なかったんでしょうかね、手続上。

○三鬼生涯学習課長 交付の申請は、延期後の開催の60日までというふうにさせていただいておりますので、その延期後の日をもって、この規則については廃止とするというふうな形の手続を最終的には取って。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようでございますので、当委員会に付託された5議案の審査は全て終了いたしました。

執行部の皆さん、ありがとうございました。御退席をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、付託された議案の委員会における採決を採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、1本ずつ取っていきたいと思います。

まず最初に、議案第25号、尾鷲市市税条例等の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第26号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

続きまして、議案第27号、尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員でございます。

議案第28号につきまして、楠委員さんより修正案が提出されております。

それでは、提出者であります楠委員より修正案の説明をお願いいたします。

○楠委員 それでは、修正案の提案説明をさせていただきます。

別紙を御覧ください。

令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決についてのうち、第1条中、歳入歳出2億9,904万1,000円の追加を、2億8,272万円に改め、総額を歳入歳出97億1,846万6,000円を、97億214万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入については、第18款繰入金、第1項基金繰入金を補正額8,020万4,000円から1,632万1,000円減額し、6,388万3,000円に、歳出の第2款総務費、第1項総務管理費を補正額1,814万6,000円から1,632万1,000円に減額し、182万5,000円とするものであります。

修正内容につきましては、考え方につきましては、委員会において、担当課からの説明がありましたけど、基本的に、総合計画あるいは都市計画マスタープランとの位置づけもされていないまま、個別計画を進めること自体が本来の行政手続上、課題があるのではないかということ、それと併せて、改選期でもあり、改めて補正予算なりで組立てすれば、要件が足りるんじゃないかということなんですけど、執行部の意見は、早くやらないとできないということなんですけど、その前に、早くやらないためのしっかりした行程表を出して説明していただかないと、何もできないということもあります。

よって、今回、この補正予算のものについては修正案を提出した次第でございます。

御賛同賜りますようお願い申し上げて、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○南委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の修正案に対する質疑に入りたいと思います。

質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　討論なしと認めます。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより、議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について、採決を行いたいと思います。

まず最初に、本議案に対する楠委員さんから提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 少 数）

○南委員長　　挙手少数でございます。よって、楠委員さんから提出されました修正案は否決をされました。

それでは、次に、同じく議案第28号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 多 数）

○南委員長 挙手多数でございます。よって、議案第28号は可決をされました。ありがとうございます。

それでは、最後に、議案第29号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長 挙手全員であります。よって、当委員会に付託された5議案全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって委員会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

（午後 2時59分 閉会）